

税目	項目番号	項目名	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		WT事前確認		WT前整理			
					地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	確認項目	回答集約	WT対象	仕様への反映		
滞納	-	分納計画策定		（※表すべき機能） 分納計画内の期日について、基の分納計画は変更することなく、任意に納付期限を設定して納付書を再発行できると、また、履行状況に反映すること。		分納計画の納付期限に納付が間に合わず、任意に納付期限の設定ができない場合、納税者から相談があるために分納計画を取消し、分納計画の再策定（必要書類の再提出も不要）を行わずに分納計画に追いつくことができる。		任意に納付期限の設定ができない場合、納税者から相談があるために分納計画を取消し、分納計画の再策定（必要書類の再提出も不要）を行わずに分納計画に追いつくことができる。			反映する	●	【提案】分納計画を変更せずに、指定納期限を変更した納付書を作成できる。納付された場合、当該分納計画の履行状況に反映できるような機能を追加する。（反映先：2.4.25.）	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。		
滞納	1.1.1.	滞納情報取り込み		個人住民税（特別徴収）は、個人に滞納表示しないこと（企業に反映すること）。		特徴企業が納付義務がある個人に反映されると徴収業務に支障が出るため。					要検討	●	【確認】特別徴収の未納期別は、従業員/事業者のどちらに反映されるのが望ましいか。現行の仕様を踏まえて回答いただきたい。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 事業者に反映されるのが望ましいです。（特別徴収の納入義務者は、あくまでも事業者であり、従業員に対して滞納整理事務は行わないため） 事業者が反映が望ましい。なお、現行本市では事業者のみに反映。 事業者（特徴徴収者）側であることが望ましい。 事業者（特徴徴収者）側であることが望ましい。 現行の仕様は事業者。従業員は滞納ではないので、滞納管理にはそわない。 通常の場合、滞納表示としては事業者と考えます。 収納管理画面では従業員の画面でも参照できることが望ましい。	●従業員に反映されるべきなし ●事業者に反映されるべき A回答：事業者に反映されるのが望ましいです。 B回答：事業者に反映されるべき。（特別徴収の納入義務者は、あくまでも事業者であり、従業員に対して滞納整理事務は行わないため） C回答：事業者が反映が望ましい。なお、現行本市では事業者のみに反映。 E回答：事業者（特徴徴収者）側であることが望ましい。 J回答：現行の仕様は事業者。従業員の滞納ではないので、滞納管理にはそわない。 K回答：通常の場合、滞納表示としては事業者と考えます。収納管理画面では従業員の画面でも参照できることが望ましい。 ●いずれにも反映 I回答：当市ではどちらにも表示している。 【提案】1.1.1.に、「特別徴収（給与）の未納期別は、事業者画面に表示されること」と追加する。 （参考） 収納1.1.2.「個人住民税の場合、事業所（特別徴収義務者）と従業員（特別徴収担当者）の情報を紐付けて表示できること。」		●
滞納	2.1.	滞納情報管理		滞納区分費の管理を可能とさせる。							反映する	●	【提案】2.1.1.に、滞納区分費項目を管理できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 滞納区分費の管理が出来るようにしたい。	提案のとおりとする。		
滞納	2.1.	滞納者個人検索	記載なし	以下の項目で個人（法人）検索できること。 「宛名番号」「名称カナ」「名称漢字」「生年月日」「性別」「地区コード」「住所」「方書」「電話番号」「国保番号」「世帯番号」「科目」「登録年度」「通知書番号」「個人番号」「法人番号」「事件番号」「軽自 標識番号」 また、検索結果の対象者が1件の場合は、該当者一覧画面を省略して、個人照会画面にダイレクトに展開でき、該当者が複数存在した時は該当者一覧に展開し以下の項目を表示すること。 「氏名（カナ・漢字）」「生年月日」「住所」「宛名番号」「世帯番号」「滞納区分」「主担当者」「滞納額」「住民区分」							反映する	●	【提案】収納9.3.「検索」と同一の機能を滞納にも追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 検索の該当者一覧に「主担当者」「滞納額」は不要と考えます。	A回答 検索の該当者一覧に「主担当者」「滞納額」は不要と考えます。 →収納システムに同一の機能を滞納にも採用する		
滞納	2.1.	滞納者個人検索	記載なし	以下の項目で個人（法人）検索できること。 「宛名番号」「名称カナ」「名称漢字」「生年月日」「性別」「地区コード」「住所」「方書」「電話番号」「国保番号」「世帯番号」「科目」「登録年度」「通知書番号」「個人番号」「法人番号」「事件番号」「軽自 標識番号」 また、検索結果の対象者が1件の場合は、該当者一覧画面を省略して、個人照会画面にダイレクトに展開でき、該当者が複数存在した時は該当者一覧に展開し以下の項目を表示すること。 「氏名（カナ・漢字）」「生年月日」「住所」「宛名番号」「世帯番号」「滞納区分」「主担当者」「滞納額」「住民区分」							反映する	●	3032	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 検索の該当者一覧に「主担当者」「滞納額」は不要と考えます。	3032		
滞納	2.1.	滞納者情報管理 検索条件		氏名（カナ・漢字・アルファベット）、外国人通称名）、住所（市内外）、生年月日、性別、宛名番号、個人番号、法人番号、住民区分、税目、年度、通知書番号、世帯番号での検索ができること。 カナ・漢字・住所での検索はあいまい検索ができること。							反映する	●	3032	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 検索の該当者一覧に「主担当者」「滞納額」は不要と考えます。	3032		
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理		参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納履歴、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、滞納先、納税管理者、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等							反映する	●	【提案】【個人情報】に「納税組合加入状況」を追加する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 納税組合を実施していないケースもあるため、オプションでいいと考えます。	A回答 納税組合を実施していないケースもあるため、オプションでいいと考えます。 →オプションで記載済		

滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	【収納情報】 収納税目、収納額、納付履歴、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分、督促・催告の執行停止・不納欠損、滞納区分等		納税相談等で対象者の状況を確認する際に、必要な情報を入力して確認することにより、対応時間の短縮に繋がると思われるため。			反映する	●	2111	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2111	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者、世帯構成等 【調定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先（滞納者の市県民税が特別徴収の場合、特別徴収先の情報（会社名、宛名番号、住所等）も併せて表示する）、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者、世帯構成等 【調定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等		滞納者情報を参照する際に勤務先の情報（社名、宛名番号、住所等）も表示することで、業務先の情報を調べる時期が削減され、業務を効率良く進めることができるため。			反映する	●	【提案】【個人情報】に、「特別徴収先情報（会社名、宛名番号、住所等）」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	【個人情報】 【収納情報】	【個人情報】・・・住所履歴（居住市内及び転出先において把握している住所地の履歴） 【収納情報】・・・収納日		財産調査時等における住所履歴の確認を容易にするため。（約0.3h/件）			反映する	●	【提案】【個人情報】に、「住所履歴」を追加する 【提案】【収納情報】に、「納付履歴」を追加する（収納日と別表）	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	I回答：当市ではシステム上、住所履歴は管理されているが画面表示されていない。財産調査時等で使用している。 【提案】不要という意見がほかにない場合、現行の通りとする。	●
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理【調定情報】		所得・控除・申告区分		滞納者からの相談等に対し速やかに回答する判断材料のため			反映する	●	【提案】【調定情報】に、「所得・控除・申告区分」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理【収納情報】		領収日・収入日・収納方法		滞納者からの相談等に対し速やかに回答する判断材料のため			反映する	●	【提案】【収納情報】に、「納付履歴（領収日、公金日）納付方法」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	仕様書からは、調定情報について「年度税目」としくは「期別」のどちらを初期表示させるの判断できない。	滞納者家宅調査画面起動時の初期表示について、「年度税目」としくは「期別」のどちらを初期表示させるか選択できるようにする。		「期別」表示を可能することで、年度内どの期別が納付されているかを即座に判断できるようにする。			反映する	●	【提案】【調定情報】に、「履課年度、相当年度、期別」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者、世帯構成等 【調定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 マイナンバー、宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者、世帯構成、再転入等名寄せ、最終接続日、除票日等 【調定情報】 調定情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、その他必要な科目）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、収納日、収納方法、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等		マイナンバーは今後の用途拡大を考慮し、連携対応機能の実装を求める。また、再転入等の名寄せについては宛名システムで名寄せを行い、情報連携するべきである。			反映する	●	【提案】【個人情報】に、「個人番号」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 マイナンバーを使用するか方針は未定である	■マイナンバーの管理には制約が必要 B回答：当市では、滞納整理及び収納管理事務においては特定個人情報（マイナンバー）は取り扱わないこととなっているため、個人番号欄に表示する/しないを選択し、設定できるようにしたい。 E回答：「マイナンバー法」により安全管理措置の関係で取扱いが難しくなることが考えられる。当市においてはマイナンバーの情報連携はしているが業務上しないこととしているため、滞納管理システム上は非表示としている。番号の表示に対して制約が必要。 【提案】2.1.1.1.1.1「個人番号（表示する/しない）をデフォルトで選択できること」を追加する。	●

滞納	2.1.1.1.	滞納者情報管理	漢字、カナ、宛名番号、生年月日から検索できること。また、一部情報から検索（意味検索）できること。	宛名番号が確認できない場合、相手側の情報からできる限り対象者を確定し、対応した	宛名番号がわかる書類等の確認作業時間が長時間になることがあることから、その時間を短縮を図ることができる。	市民サービスの向上を図ることができる。		反映する	●	3032	A回答 宛名番号の意味検索するとかえって確認が掛かるので不要と考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3032	
滞納	2.1.1.1.	滞納者情報管理	【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、… 【設定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	【個人情報】 宛名番号、氏名、カナ、生年月日… 【設定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税・市町村たばこ税、入湯税等）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、領収日、日計日、収納金額機関、還付充当情報、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	事業所税等の追加については、1.1.1.1と同様。		【収納情報】として、滞納整理担当課が折衝時に必要となることもあるので、領収日、日計日、収納金額機関、還付充当情報を追加。	反映する	●	1019/2111/6526	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 G回答 H回答 I回答 J回答 K回答 ・他項目にもあるが領収日、日計日、収納日、納付日の表記の定義について確認したい。また表記のずれはないか？ F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1019/2111/6526	
滞納	2.1.1.1.	滞納者情報管理	参照先システムが持つ個人情報、設定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等 【設定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	参照先システムが持つ個人情報、設定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 マイナンバー、宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成、再転入等名寄せ、除票日等 【設定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、その他の必要な科目）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、収納日、収納方法、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	マイナンバーは今後の用途拡大を考慮し、連携対応機能の実装を求める。また、再転入等の名寄せについては宛名システムで名寄せを行い、情報連携するべきである。		反映する	●	3033	A回答 マイナンバーを利用していない業務は限定されるため、マイナンバーでの宛名統合は慎重になった方がいいと思われる。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 マイナンバーを使用するか方針は未定である	3033		
滞納	2.1.1.1.	滞納者情報管理	参照先システムが持つ個人情報、設定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等 【設定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	【個人情報】 死亡日を宛名から連携させることで、すぐに承継などの処理に移行できる			反映する	●	【提案】【個人情報】に、「死亡日」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 現システムで閲覧できる。 J回答 K回答	提案のとおりとする。		
滞納	2.1.1.1.	滞納者情報管理	参照先システムが持つ個人情報、設定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。 【個人情報】 宛名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等 【設定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等 【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	死亡日を宛名から連携させることで、すぐに承継などの処理に移行できる	当初納通、督促等発送後は、一時的に不特定多数の市民からの問合せ（納税相談）が飛び出す可能性があるため。		反映する	●	3032	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3032		
滞納	2.1.1.1.	滞納者情報管理	氏名漢字に使用されている外字、旧姓、旧住所地が管理できること。	単身赴任先ではなく家族の居住地に納付書等の送付を希望する場合があるため。	財産調査（預貯金・生命保険）等において、外字や旧姓、旧住所（過去3か所程度）の別管理が必要で、該当者は別様式で調査することとなり、業務量が増加するたため。	財産調査（預貯金・生命保険）等において、外字や旧姓、旧住所の表示がないことにより金融機関等において同一人物とみなされず、正確な回答を得られないため。	反映する	●	【提案】【個人情報】に、「氏名履歴」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では住基システム及び宛名システムから情報を取得しているので表示や利用はしているが、「管理」はしていない。	【回答】当市では住基システム及び宛名システムから情報を取得しているため表示や利用はしているが、「管理」はしていない。 【提案】不要という意見はほかがない場合、現行の通りとする。		
滞納	2.1.1.1.	滞納者情報管理	【個人情報】氏名カナ、年齢、住所（郵便番号）、代表相続人、振替口座情報 【設定情報】国民健康保険税 【収納情報】収納日、日計日	折衝時間短縮のため(聞き取り内容省略)	滞納者情報が詳細となることにより、折衝時の聞き取り内容を一部省略することができる(4人の作業のべ15分時間)	納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進するため	反映する	●	【提案】【個人情報】に、「年齢」を追加する 【提案】【収納情報】に、「振替口座情報」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 どちらも現システムで閲覧できる。	提案のとおりとする。		

滞納	2.1.1.	滞納者情報管理		【個人情報】に前氏名情報を追加				本人特定の際に使用するため	反映する	●	4760	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4760
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	【収納情報】 収納税目、収納額、督促、催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	下記項目を追加 個別毎の納付日、収納日、収納金融機関情報 (滞納区分等に含まれては不要)				滞納者の納付傾向や納付日から収納日までタイムラグ等が把握でき、より効果的な滞納整理が行えるため。	反映する	●	2111/6526	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2111/6526
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理		姓名番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、地区、住所、電話番号、世帯番号、通知番号、車両番号、事件番号、税目、年度、グループを登録・選択し、検索できること。  検索結果は一覧表示し、そこから該当個人の基本情報が表示される滞納者基本情報画面を閲覧できること。また検索結果履歴は保持し滞納者情報画面にて履歴から滞納者情報を表示できること。  氏名に、アルファベットの英文字や小文字を使用している外国人、特許執照者において、検索時には大文字と小文字の区別をせず検索できる等、検索しやすくしていること。	検索について記載がなかったため追加しました。「地区」は、上野1丁目や浅草2丁目といったような区分のことです。情報を検索する際に便利です。  外国人の氏名については左記のように検索できると便利です。			反映する	●	3032	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3032	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納協約、処分情報等を管理（参照）できること。  【個人情報】 姓名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等  【調定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等  【収納情報】 収納税目、収納額、督促、催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等	左記の【個人情報】に「マイナンバー（個人番号）」、「法人番号」を加え、マイナンバーに関しては管理（参照）権限を制限できることを加える。  1. 預貯金・生命保険その他の財産調査で現在の住所以外が漏れ出ている事例が滞納者全体の約3割ある。これについて戸籍附票で住所異動履歴を取ること、照会文書発送と返送のための事務負担が大きし納期がかかるため差押の機会を逃す可能性がある。マイナンバーによる住基ネットの統合後、住所異動履歴を取得すれば即時に調査を行うことで滞納処分を進めることができる。 2. 滞納整理の現場では他の自治体に転出した後の住所把握が困難であり、文書及戻等が多数生じている。（中野区では、区外転出者のうち転出先に現在住んでいない者が約2割いる） 住民基本情報ネットワークの統合後、一括して現在の住所を取得できることは滞納整理を効果的に進めると重要である。法人番号についても、法人番号データベースを活用可能。			反映する	●	3033	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3033		
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	【個人情報】 姓名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等	【個人情報】 姓名番号、氏名(姓姓)、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等、国籍、送付先			個人の特に必要な情報であるため。	反映する	●	5776/3252	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5776/3252	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	【個人情報】 姓名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等  【調定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等	【個人情報】 姓名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住民区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者・世帯構成等  【調定情報】 課税情報（個人住民税（特別徴収・普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、国民健康保険税、事業所税、市たばこ税、入湯税、雑産税）、税外（公課等）、除票日等			国籍によって電話をかける対象者のグループ分けのため。 本市は、市債債の徴収一元化を行っており、それに対応するため、不納欠損処理に必要なため。	反映する	●	【提案】【調定情報】に、「特別徴収・普通徴収」を追加する	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では国籍は表示してない	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	記載なし	【口座振替情報】 金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人、税目、開始日、終了日			事務上、口座情報も必要のため	反映する	●	5584	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5584	

滞納	2.1.1.	滞納者情報管理	<p>参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。</p> <p>【個人情報】 別名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住居区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者、世帯構成等</p> <p>【調定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、除票日等</p> <p>【収納情報】 収納税目、収納額、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等</p>	<p>参照先システムが持つ個人情報、調定情報、収納情報、分納契約、処分情報等を管理（参照）できること。</p> <p>【個人情報】 マイナンバー、別名番号、氏名、生年月日、性別、本籍、国籍、住所（前住所、送付先、住定日、異動予定・確定日、転出先）、住居区分、町・世帯コード、連絡先、納税管理人、勤務先、生活保護、DV/ストーカー支援者、関連者、世帯構成、再転入等名寄せ、除票日等</p> <p>【調定情報】 課税情報（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、その他必要な科目）、除票日等</p> <p>【収納情報】 収納税目、収納額、収納日、収納方法、公示送達、督促・催告の発送・停止、公示送達、滞納区分等</p>			<p>マイナンバーは今後の用途拡大を考慮し、連携対応機能の実装を求める。また、再転入等の名寄せについては宛名システムで名寄せを行い、情報連携するべきである。</p> <p>外国人滞納が多く催告時に翻訳文書を用いるため国籍情報は必要。 コンビニ連携データの確認が必要もある。</p>	反映する	●	3033	<p>A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p> <p>マイナンバーを使用するか方針は未定である</p>	3033	
滞納	2.1.1.	滞納者情報管理		<p>基本画面からの展開により、該当者について登録されている住所等をリスト形式で確認できること。 現在住所以外に複数の住所を登録・保存でき、全ての住所にて、住所の番号・別名・郵便番号・住所・方角・氏名漢字・氏名かなが管理できること。また、現住所の場合、更に、住所区分・住所設定日・死亡日等が管理できること。</p>	<p>財産調査・差押等の際、旧住所等を把握・管理する必要があり、手処理に係る時間を削減し、業務時間短縮に寄与するため。</p>		反映する	●	1791	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	1791		
滞納	2.1.12.	滞納明細作成	<p>滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。</p>	<p>滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 なお、システムの管理者画面にて設定を統一して変更できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。</p>	<p>運用に合わせた形でのシステム利用をするため。</p>		要検討	●	69	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 【意見】 デフォルトで表示されるされないだけでなく視覚的効果もある方がよいのではないか？ 当市のシステムでは明細の背景色が違う。納期限経過未納分は白、完納分は水色、執行停止・時効予定日経過分は桃色、納期限見込未納分は桃色。 【確認】 ・表示されない明細についての考え 時効完成分と執行停止分の重複（停止3年経過や停止中時効到来）、執行停止分と不納欠損分（停止後、不納欠損処理済）等同一明細で複数の条件に該当した場合の定義（表示の設定について）はどのようにしているか？</p> <p>F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	69		
滞納	2.1.14.	滞納明細管理		<p>基本画面からの展開で、納付履歴が1画面で参照できること。</p>	<p>市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることが出来るようするため。</p>		要検討	●	2111	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	2111		
滞納	2.1.14.	滞納者情報管理		<p>担当課ごとの滞納額（本税、延滞金、合計額）が把握できること。 また、税目、課税年度、相当年度、課税番号単位で滞納額が把握できること。 また、税目、課税年度、相当年度、課税番号、期別単位で滞納額が把握できること。</p>	<p>市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることが出来るようするため。</p>		反映する	●	2582	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	2582		
滞納	2.1.14.	滞納者情報管理		<p>期別単位で下記項目の有無が表示できること。 督促状発送（有の場合は督促状発送日を表示）、延滞金通知発送（有の場合は延滞金通知発送日を表示）、猶予、処分、欠損</p>	<p>市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることが出来るようのため。</p>		反映する	●	【提案】「督促状発送情報」を追加する	<p>A回答 督促状については、問題ない。延滞金通知については、利用していない団体もあるので、オプションで問題ないとする B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p> <p>必要であると考えている。</p>	提案のとおりとする。		
滞納	2.1.16.	滞納明細管理		<p>税額・納付期限・納付履歴・猶予履歴等を追加・修正して延滞金計算も可能とし、明細の出力も可能とする。なお、延滞金計算は内入又は内入以外の選択が可能とする。 ※内入以外とは、計算日時点の未納税に延滞金率と納期限からの経過日数をかけたもの表示については、完納分の表示の有無を選択可能とする。また、年度・税目等での税込を可とする。 最終的に、計算した延滞金の履歴を保存し、保存したデータは次回計算時に引用することが可能とする。</p>	<p>市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることが出来るようのため。</p>	<p>手計算に係る時間を削減するため。</p>	反映する	●	2747	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	2747		

滞納	2.1.1.6.2.4.1.2.1.11.	滞納明細管理 分納計画 分納計画シミュレーション	主に差押不動産の任売時に、国や都が充足 免除（滞納額全額を充足できる財産を差 押した場合、差押期間中の延滞金2分の1 を免除できる規定）を適用しているのでも 適用してほしいとの要望を受けるが、現行シ ステムではそれを計算する機能がないため 「できる規定のためには免除しない」と断る か、Excelで計算をし充足免除相当額を執 行停止している（分納中の場合、本税額 が変動するためExcelでの計算が極めて煩雑 である）。	差押期間中の延滞金を、すでに納付済の税 額も含めて、2分の1（特別基準割合）で 計算できるようにする。	地方税法第15条の9第4項により、滞納額 全額を充足できる財産を差押した場合、差 押期間中の延滞金2分の1を免除できる規 定がある。できる規定を理由として断るの は法令上の処理として望ましくない（「でき る」規定は「できない」理由がなければ行な べきとの説あり）ため。				反映する	●	1863	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1863	
滞納	2.1.1.7.	担当者設定	滞納者氏名等（アイウエオ順）に担当者設 定ができ、滞納者に紐づく。	滞納者氏名等（アイウエオ順）に担当者設 定ができ、滞納者に紐づく。	歳入確保のため、本市においては、地域性を 伴った地区制ではなく滞納者の氏名による担 当者番号導入し、滞納者数を担当階 で均等（同一条件）に割当てた上で月次 で各担当の成績管理（徴収率・整理率・処 分件数）及び課内共有を行ってきた。この管 理手法を用いることで同規模自治体・都道 府県内でも高い徴収率を維持している。			反映する	●	2747	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2747		
滞納	2.1.1.7.	担当者設定	（一年に一度）宛先単位で、最古の滞納 年度・滞納税額・住所・税目に応じて、担 当者コードを一斉に変更するため、移管デー タを自動抽出し、担当者コードを変更できる こと。また、抽出し、担当者コードの滞納 者件数の試算ができること。	（一年に複数回）年度途中の新規滞納者 や、滞納者の住所変更に対して、担当者 コードの割当てをスケジュール実行で自動に行 うこと。対象は年度・税目単位で絞れることと する。	（一年に一度）宛先単位で、最古の滞納 年度・滞納税額・住所・税目に応じて、担 当者コードを一斉に変更するため、移管デー タを自動抽出し、担当者コードを変更できる こと。また、抽出し、担当者コードの滞納 者件数の試算ができること。	担当者コードの振り分けに多くのルールを用い ており、手処理の場合、条件分けが入家控 しく、作業時間が膨大となる（手処理の場 合、1回につき5人目、年1人月ほど要す）。 またミスを起こす可能性も高く、システム管理す ること、職員負担軽減に寄与するため。	滞納年度・金額・税目等によって、効果的な 滞納整理の手法が異なるため、滞納者を滞 納状況に基づいてチーム分けしている。そのう えで、職員の経験年数・スキルに応じて、担 当者を配置する運用をしているため。	要検討	●	【確認】担当者設定後の担当者ごとの宛先件数をシミュレ ートする機能は必要か（オプション想定）。	A回答 不要と考える。 B回答 不要 C回答 必要である。 D回答 E回答 必要 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	■不要 A回答：不要と考える。 B回答：不要 I回答：当市としては使用する想定はない J回答：当市では自動で担当者の設定は行っており、必要ない。 ■必要 C回答：必要である。 E回答：必要 【提案】必須/不要が分かれているため、現行提案のとおり、オプションで採用する。		
滞納	2.1.1.7.	担当者設定	自動で行われた担当者移管の際、実行結 果のレポートを出力し、担当者コードごと、移 管元・先の情報を相互に確認できるようにす ること。 必要項目：氏名、カナ、住所、年度、相当 年度、税目、課税番号、宛先リンク番号、移 管元CD、移管先CD		自動で行われた担当者移管の際、実行結 果のレポートを出力し、担当者コードごと、移 管元・先の情報を相互に確認できるようにす ること。 必要項目：氏名、カナ、住所、年度、相当 年度、税目、課税番号、宛先リンク番号、移 管元CD、移管先CD	担当者コードの変更一覧を確認することで、 資料の授受にかかる流れがないか等、滞納 者情報を適正に管理することが可能。	また、情報にあたる選やかなチーム構成見直 しを容易とするため。	要検討	●	【確認】2時点での担当滞納者の差分リストは、必要 性が高いか（オプション想定）。	A回答 必要性はあまりないと考えます。 B回答 不要 C回答 他市の状況次第。 D回答 E回答 【回答】 ・変更前後のリストは必要だが、リストよりデータ形式が望ましい。 ・変更後のリスト、変更対象者リスト（差分リスト）はそれぞれ必要。 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	■不要 A回答：必要性はあまりないと考えます。 B回答：不要 I回答：当市としては使用する想定はない J回答：現在、行っており必要ない。 ■必要 E回答：変更前後のリストは必要だが、リストよりデータ形式が望ましい。変更後のリスト、変更対象者リス ト（差分リスト）はそれぞれ必要。 【提案】必須/不要が分かれているため、現行提案のとおり、オプションで採用する。		
滞納	2.1.1.7.	担当者設定	各担当者毎に移管・更新された滞納者につ いて、 ・受入滞納者一覧 ・移管滞納者一覧 を参照・出力可能とした上で、一括の移管 データ作成時のみ移管の記事書を一括入力 ができること。		職員による手作業での事務的な作業を減ら し、本業の滞納整理に集中するため。			要検討	●	【提案】滞納整理カードJについて、名称を「滞納整理票」に 修正する。 【提案】出力項目を事前に設定できるよう、記載を追加す る。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	現行提案のとおり、「滞納整理カードJ」について、名称を「滞納整理票」に修正する。 出力項目については、No6483参照		
滞納	2.1.2.	滞納者情報 管理	滞納整理カードの発行ができること。 また、交渉経過、滞納明細書も併せて出力 されること。	滞納整理票の発行ができること。 また、交渉経過、滞納明細書も併せて出力 されること。	出力項目を都度選択する場合、出力までの 時間を要する。各自治体で予め項目を設定 （「デフォルトで選択済みの可」）することでは足り ないと考え、年間の所管人数は自治体による が、都度選択する操作が10秒程度とすれ ば、自動設定であれば0秒である。	「カード」は厚紙等をイメージするが、普通A 4用紙等、汎用的な用紙で対応可能であ るため「票」の方が自由度が高いと考える。		反映する	●	【事務局】併せてJ→I同時に修正 【確認】出力項目を選択する機能は必要か。過去の経緯 は発行を制限したい自治体を考慮して選択機能を記載した ものの、滞納整理票の出力を選択できれば問題ないか。	A回答 問題ないと考えます。 B回答 不要 C回答 他市の状況次第。 D回答 E回答 【回答】選択機能は必須 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	■不要（使用している団体のみ） I回答：必要な項目が出力されていれば、出力項目を選択する機能は必要ない。 ■必要 E回答：選択機能は必須 【確認】選択した項目が滞納整理票に落ちる際、どのようなレイアウトとなるのか確認したい。（E目）		
滞納	2.1.2.	滞納者情報 管理	滞納整理カードの発行ができること。 また、交渉経過、滞納明細書も出力できる こと。	滞納整理票の発行ができること。 また、交渉経過、滞納明細書も出力できる こと。	出力項目を選択することまでは「実装すべき 機能」ではなく、「実装しても十分な よい機能」でも十分である。例えば折衝記録 記事などは、別帳簿で出力すればよい。			要検討	●	【事務局】併せてJ→I同時に修正 【確認】出力項目を選択する機能は必要か。過去の経緯 は発行を制限したい自治体を考慮して選択機能を記載した ものの、滞納整理票の出力を選択できれば問題ないか。	A回答 問題ないと考えます。 B回答 不要 C回答 他市の状況次第。 D回答 E回答 【回答】選択機能は必須 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	■不要（使用している団体のみ） I回答：必要な項目が出力されていれば、出力項目を選択する機能は必要ない。 ■必要 E回答：選択機能は必須 【確認】選択した項目が滞納整理票に落ちる際、どのようなレイアウトとなるのか確認したい。（E目）		

滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分	未納明細	【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分	「滞納明細」は「未納明細」に位置付け、まだ納めない税金の明細とする。滞納者との納付相談については、今後納付し忘れはならない金額を把握したうえで計画を立てていくので、納期の到来未到来に関わらず、未納額金額がデフォルト表示されるべき				要検討	●	【確認】以下に修正して問題ないか。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 督促状発送後10日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 【回答】 このうち、執行停止分、督促状発送後10日未経過、督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）、納期未到来分については、表示の有無を選択できること。 (時効完成、不納欠損分については、明細上絶対に表示されないこととする趣旨)	A回答 問題ないと考えます。 B回答 問題ない。 C回答 問題ない。 D回答 問題ない。 E回答 【回答】 修正は問題ない。 ・表記を統一した方がいい。 督促状発送後10日未経過 ⇒ 処分可能日未経過 F回答 H回答 I回答 分納計画策定時など納期未到来や督促状の発布は関係性が無いため、督促状発送後10日未経過及び督促状発送していない期別、納期未到来分については表示されたほうが良いと考えます。	問題ないことと、提案の通りとする E回答：表記を統一した方がいい。督促状発送後10日未経過 ⇒ 処分可能日未経過 →APPLICに期限により修正したもの、現行のままとしていい。 I回答：分納計画策定時など納期未到来や督促状の発布は関係性が無いため、督促状発送後10日未経過及び督促状発送していない期別、納期未到来分については表示されたほうが良いと考えます。 →昨年度WTで必要という意見がぶらあつたため、現行の通り「表示の有無を選択できること」としたい	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	すべての表示条件について、表示するかしないかの設定を個別にすることができると。またデフォルトで表示するかしないかを設定できること。デフォルトで表示しないこととした期別も任意で表示ができること。			団体ごとの方針や明細の用途によって柔軟に条件設定できると、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。				要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	すべての表示条件について、表示するかしないかの設定を個別にすることができると。またデフォルトで表示するかしないかを設定できること。デフォルトで表示しないこととした期別も任意で表示ができること。			団体ごとの方針や明細の用途によって柔軟に条件設定できると、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。				要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	すべての表示条件について、表示するかしないかの設定を個別にすることができると。またデフォルトで表示するかしないかを設定できること。デフォルトで表示しないこととした期別も任意で表示ができること。			団体ごとの方針や明細の用途によって柔軟に条件設定できると、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。				要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	すべての表示条件について、表示するかしないかの設定を個別にすることができると。またデフォルトで表示するかしないかを設定できること。デフォルトで表示しないこととした期別も任意で表示ができること。			団体ごとの方針や明細の用途によって柔軟に条件設定できると、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。				要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	すべての表示条件について、表示するかしないかの設定を個別にすることができると。またデフォルトで表示するかしないかを設定できること。デフォルトで表示しないこととした期別も任意で表示ができること。			団体ごとの方針や明細の用途によって柔軟に条件設定できると、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。				要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分	徴収権の消滅時効には以下の中断事由があり、執行停止分と同様に、表示の有無を選択できることが望ましいため。 地方税法18の2①～三、民法147条、153条等				要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	実装すべき機能として以下を追加する。 表示の並び順、ソート機能があること。 表示する項目やソート順は、2.1.14滞納明細管理と一致していることが望ましい。				窓口等における折衝に必須の機能であるため。			反映する	●		【提案】2.1.14.同様、実装しなくてもいい機能に「表示の並び順、ソート機能があること。」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする

滞納	2.1.21.	滞納明細作成	督促状発送していない期別・納期未到来分も表示の有無を選択できること。				納税相談の際には、未到来分も含め相談する機会が多いため。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細管理	執行停止分については、デフォルトで表示されるか、されないかを選択できる機能を想定。	執行停止分だけでなく、時効完成分・執行停止分・不納欠損分・処分可能日未経過督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）納期未到来分は、デフォルトで表示されるか、されないかを選択できる機能を想定。		現行システムで実装しているため、機能減に伴い、事務の負担が増大する。	執行停止分だけでなく、時効完成分・執行停止分・不納欠損分・処分可能日未経過督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）納期未到来分も電話・窓口折衝等で確認する必要があるため。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	このうち、執行停止分、処分可能日未経過、督促状発送していない期別、納期未到来分については、表示の有無を選択できること。			執行停止分に限らず、突如期別が表示されなくなった場合、どのようにコードの状態が変化して、表示されなくなったのかを調査する必要があるため。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成		デフォルトで表示されないとする【表示されない期別】の項目は、選択できること。		納期未到来分も含めた課税全体の相談が多いことから、「未到来分」も表示した明細の使用が多いため。		要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成		【表示しない期別】として、出力期別の選択に加えて、納期限の範囲を指定できること。		作業効率のため、各種帳票作成時や確認の際、期別判断よりも日付指定での判断のほうが早い。）		反映する	●	2747	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2747	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。		滞納表との納税交渉では、当然に納期未到来分も含め納税計画を立てるため、納期未到来分も表示可能とすることが必須である。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。また、指定した金額で明細書が出力できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 納税通知書発生前 このうち、納期未到来分、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	地方税法 第 1 3 条	滞納明細は納税者へ提示することがあるため、納付（徴収）後の金額や納税通知書発生前の課税情報を誤提示することなくするため	納税通知書発生前の期別を出力しないように調整する必要があれば確認作業に時間をとられることに加え、誤提示（ヒューマンエラー）につながるため	反映する	●	【提案】滞納明細に出力する金額を任意に修正できるよう記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 業務上必要な機能と考えている。 J回答 K回答	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	このうち、執行停止分および文書催告等による時効延長分については、表示の有無を選択できること。	民法第 1 5 3 条の催告による 6 か月の時効中断	正確な情報による明細作成でなければ住民に混乱が生じる。	催告による時効中断が表示されれば、時効完成前での差押や承認を円滑に執行でき、事務量の低減につながる。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	催告については改正民法第150条で完成猶予事由となっているので、法律どおりに反映することが必要と考えます。

滞納	2.1.21.	滞納明細作成	… 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別 納期未到来分	… 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別 納期未到来分	処分可能日未経過、督促状発送していない期別、納期未到来分を含めた合計金額での納付相談も多いため、それらを記載することで、納税者も、自分が今年度いくら納めるかの確認ができるため。					要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.21.	滞納明細作成								督促状を発送しなくても、納期が過ぎれば表示されること。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）←備考欄にあるデフォルト表示の選択が出来るようにしてほしい 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。					滞納のため	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	…（省略） また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	…（省略） また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 ただし、表示の有無を選択できること。	時効完成部分や不納欠損部分が表示されることにより、住民に対し納税の必要な部分まで表示し、届納付せよと恐れがあること。それに対し、執行停止部分や納期未到来部分などは住民に対し年税額を認識してもらう必要がある為。					要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く） 納期未到来分	下記項目についてはデフォルトで表示されること。 処分可能日未経過 督促状発送していない期別 納期未到来分についてはそのことが分かるように表示されること。	納期未到来部分の表示がない場合、表示された滞納明細以外に納付すべき税がないと誤解することがあるので、本人のためにも全体の納税すべき額を把握してもらうため。					要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細について、滞納情報の出力項目（滞納明細情報）を必要に応じて任意に選択できること。							滞納明細（画面）は様々な場面で使用される。特定の条件に合致した期別を無条件に初期表示するよりは、画面に応じた表示のされ方をすべきであると考え。あるいは表示されなくても選択できないようにするなど、例えば納付書発行する際は、時効完成分、執行停止分、不納欠損分は表示されず、それ以外は表示される。差理をする場合は、記載のある時効完成分、執行停止分、不納欠損分、処分可能日未経過、督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）、納期未到来分は初期表示されない。このように制約のほうが必要であると想われる。	要検討	●	69		69	

滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細について、滞納情報の出力項目(滞納明細情報)を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別(納期限の変更分は除く) 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	滞納明細について、滞納情報の出力項目(滞納明細情報)を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別(納期限の変更分は除く) 納期未到来分 このうち、執行停止分、不納欠損分については、表示の有無を選択できること。					当初課税時等に納税相談をする際、納期未到来分を含めた納付計画をたてているため。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	【実装しなくても良い機能】 滞納明細について、滞納情報の出力項目(滞納明細情報)を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別(納期限の変更分は除く) 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	【実装しなくても良い機能】 滞納明細について、滞納情報の出力項目(滞納明細情報)を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 納期未到来分				滞納分は全てデフォルトでの表示が必要	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.21.	滞納明細作成	滞納明細について、滞納情報の出力項目(滞納明細情報)を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 納期未到来分 このうち、執行停止分については、表示の有無を選択できること。	滞納明細について、滞納情報の出力項目(滞納明細情報)を必要に応じて任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。 【表示されない期別】 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 処分可能日未経過 督促状発送していない期別(納期限の変更分は除く) 納期未到来分 このうち、時効完成分、執行停止分、納期未到来分については、表示の有無を選択できること。	市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることができるようするため。			手処理に係る時間・ミスを削減し、職員の負担軽減に寄与するため。	要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69		
滞納	2.1.24.	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	承継(相続)による新たな納税義務者に対して、下記の帳票等を作成できること。 -納税通知書 -納付書 -督促状 -催告書 -延滞金計算シート -延滞金納入通知書兼納付書 ※義務者毎の差押等の書類含む。	民法、地方税法	職員業務量の低減			【提案】滞納前でも督促状を個別に出力する記載を追加する。なお、一括での出力は収納前に対応するため、記載しない想定。	反映する	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では滞納管理では督促状出力は実施しない 少なくとも、収納前・滞納前どちらかで作成できることが必要。提案の内容でよいと考えます。	I回答：当市では滞納管理では督促状出力は実施しない K回答：少なくとも、収納前・滞納前どちらかで作成できることが必要。提案の内容でよいと考えます。 →実施しない場合は運用しないこととしていただく。提案の通りとする	
滞納	2.1.24.	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	遺言納付義務者(代表者、共有者別)に対して、下記の帳票等を作成できること。 -納税通知書 -納付書 -督促状 -催告書 -延滞金計算シート -延滞金納入通知書兼納付書 ※義務者毎の差押等の書類含む。	民法	職員業務量の低減				反映する	●	2579	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2579	
滞納	2.1.24.	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	第二次納税義務者に対して、下記の帳票等を作成できること。 -納税通知書 -納付書 -督促状 -催告書 -延滞金計算シート -延滞金納入通知書兼納付書 ※義務者毎の差押等の書類含む。	地方税法	職員業務量の低減				反映する	●	2579	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2579	
滞納	2.1.24.	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	承継・相続・遺言納付義務・第二次納税義務	帳票を作成する際、納期未到来分も反映されること。	地方税法で求められるため。					要検討	●	69	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	69	

滞納	2.1.3.	滞納者情報管理	実装しなくても良い機能	滞納者のランク管理が自動でできること。 (想定されるランク分けパターン) ①元滞納者 ②滞年のみ ③滞年のみ ④現年滞年 ⑤履誤なし、等		統計集計機能で「滞納ランク」の項目指定があるため、オプション機能として残しておくべき。		反映する	●	【提案】2.1.8./2.1.18./2.2.1.のランク機能についての記載を、実装しなくても良い機能に修正する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.1.3.	滞納者情報管理	実装しなくても良い機能	滞納者のランク管理が自動でできること。 (想定されるランク分けパターン) ①元滞納者 ②滞年のみ ③滞年のみ ④現年滞年 ⑤履誤なし、等		統計集計機能で「滞納ランク」の項目指定があるため、オプション機能として残しておくべき。		反映する	●	3035	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3035	
滞納	2.1.3.	滞納者情報管理	滞納者のランク管理が自動でできること。	滞納者のランク管理が自動でできること。 ランク登録後に個別修正が出来ること。				反映する	●	例えば、滞納額でランク管理をした場合に、次月滞納税納付予定者など、滞年のランク管理から除外して管理が必要なケースが想定されるため。	【提案】ランクは個別に修正できるよう、追記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.1.6.	滞納者情報管理	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、付箋始期、終期等）ができること。	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、付箋始期、終期等）ができること。 フラグについてはパターン登録が可能なものとする				反映する	●	パターン化をすることにより、管理コストを必要以上に割かなくてよい形とする。	【提案】事前に登録したフラグを使用できるよう記載を追加する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.1.6.	滞納者情報管理	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、付箋始期、終期等）ができること。	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）10種類程度を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、設定等、付箋始期、終期等）ができること。 条件抽出した滞納者に対し、一括で付箋貼り付けができること。		作業量軽減のため、銀行の標準滞納システムでは、対象者1000人の場合、5人で作業しても30分程度かかる（延べ時間半程度）、一括貼付機能があれば、1人で1分程度であれば完了する。		反映する	●	1人の滞納者に複数の付箋を設定する必要性があるため、目安として数を追記。	【提案】抽出した滞納者に対し、一括で付箋貼り付けできるよう記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.1.6.	滞納者情報管理	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、付箋始期、終期等）ができること。	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、付箋始期、終期等）ができること。 付箋始期、終期の日付を抽出条件にできること。		総額なしで取り付けられた付箋を抽出する機能が無い、長期滞納の付付されたままになる案件が多数出てくる		反映する	●	【提案】フラグの名称、付箋始期、終期等で抽出できるよう、記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.1.6.	滞納者情報管理	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。	滞納者に対して、個別・一括で任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。				反映する	●	CSVから取り込んだ対象者を効率的に管理するため。	2185	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2185
滞納	2.1.6.	滞納者情報管理	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、付箋始期、終期等）ができること。	滞納者に対して、任意にフラグ（付箋）を登録し、フラグによるデータ抽出を行うことができること。 フラグのマスタ管理（名称、付箋始期、終期等）ができること。 フラグのマスタ管理について、管理者に限定するか担当者も可能とすることが選択可能とすること。		市長の方を持たせず、正しい情報を伝えることが出来るようにするため。	担当者全員に、フラグの新規定義における権限を付与する、フラグの進化（不要な古いフラグが残ったり、何を示すフラグなのか分からなくなったり、古いフラグが残ったままとなり、本当に必要なフラグが埋まってしまう、定期的なフラグが埋められてしまう可能性がある。そういったフラグの活用実態の把握を行い、整理する手段を講じるため、フラグのマスタ管理は管理者に限定する運用としている。		反映する	●	3715	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3715
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	(実装すべき機能) 任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・期別・分割納付・分納不履行者、滞納処分・始予の有無、執行停止の有無、文少経過、地区、滞納者区分（ランク、性質、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種類別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知書番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。 (以下略)	(実装すべき機能) 任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・期別、収納日、住定日、異動予定・確定日、分割納付・分納不履行者、滞納処分・始予の有無、執行停止の有無、文少経過、地区、滞納者区分（ランク、性質、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種類別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知書番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。 (以下略)		自分の担当する滞納者の前日収納分や住所の異動を確認するため。		反映する	●	【確認】以下の条件で抽出する機能に追加する。（収納日、住定日、異動予定・確定日、担当者）	A回答 問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 問題ない、K回答	提案の通りとする E回答：日に開する抽出は自至になっているか？ 【回答】特に記載していないが、期間指定の確認	

滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・控訴の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ラング、性別、進捗状況）、時効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別別・特徴義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	個人住民税の情報に、収入・勤務先を追加する。					効果的効率的な滞納整理を実施するためには滞納者情報管理が重要であり、抽出条件に収入等もあることが望ましいため。	反映する	●	【提案】勤務先を抽出条件に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではEUCで運用している	提案のとおりとする。
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・控訴の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ラング、性別、進捗状況）、時効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別別・特徴義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	任意の条件（住所・滞納額（本税・延滞金）・税目・担当・賦課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・控訴の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ラング、性別、進捗状況）、時効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別別・特徴義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。				抽出データへの後加工を削減するために必須の条件と考える。	反映する	●	【提案】滞納額（本税・延滞金）に修正する。また、督促手数料をオプションで追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではEUCで運用している	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額～～滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	任意の条件（住所・滞納額・未納判定日～～督促発付・時効到来・不納欠損・交付要求・滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。				必要な抽出条件を設けることで、統計資料等の作成にかかる処理時間の低減に繋がると思われるため。	反映する	●	【提案】督促発付の有無、時効到来の有無、不納欠損の有無を抽出条件に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではEUCで運用している	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額～～滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	任意の条件（住所・滞納額・未納判定日～～督促発付・時効到来・不納欠損・交付要求・滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。				必要な抽出条件を設けることで、統計資料等の作成にかかる処理時間の低減に繋がると思われるため。	反映する	●	1113	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1113	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額～～滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	任意の条件（住所・滞納額・未納判定日～～督促発付・時効到来・不納欠損・交付要求・滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。				必要な抽出条件を設けることで、統計資料等の作成にかかる処理時間の低減に繋がると思われるため。	反映する	●	1113	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1113	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額～～滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	任意の条件（住所・滞納額・未納判定日～～督促発付・時効到来・不納欠損・交付要求・滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。				必要な抽出条件を設けることで、統計資料等の作成にかかる処理時間の低減に繋がると思われるため。	反映する	●	1113	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1113	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額～～滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	任意の条件（住所・滞納額・未納判定日～～督促発付・時効到来・不納欠損・交付要求・滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。				必要な抽出条件を設けることで、統計資料等の作成にかかる処理時間の低減に繋がると思われるため。	反映する	●	1113	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1113	
滞納	2.1.8.	同上	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・控訴の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ラング、性別、進捗状況）、時効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別別・特徴義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。  日時項目がある条件（滞納処分・控訴の有無等）については、期間を指定して抽出できること。  抽出結果は、CSV出力ができること。	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・賦課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・控訴の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ラング、性別、進捗状況）、時効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別別・特徴義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。  中略  抽出結果は、滞納者情報管理画面への展開、一括処理、一括印刷、CSV出力等ができること。	任意に接続した滞納者を任意に除外することで、催告等が重複することを避けることができる。  CSV出力以外の処理が行えない場合、抽出後個別に対象者画面を展開する必要がある、不便なため。			【提案】抽出した対象に滞納者情報管理画面への展開、各機能の一括処理、各帳票の一括印刷ができるよう、記載を追加する。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではEUCでCSVファイル（カンマ及びタブ区切り選択）が可能。印刷等はエクセルで実施	提案のとおりとする。		

滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・監子の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ランク、性別、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。  日時項目がある条件（滞納処分・監子の有無等）については、期間を指定して抽出できること。  抽出結果は、CSV出力ができること。	任意の条件（ <b>宛名番号</b> ・住所・滞納額・税目・担当・課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・監子の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ランク、性別、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。  日時項目がある条件（滞納処分・監子の有無等）については、期間を指定して抽出できること。  抽出結果は、 <b>滞納者情報管理画面への展開、一括処理、一括印刷</b> 、CSV出力等ができること。		滞納者データの加工・読み込みは宛名番号のみを用いて行うことで、データの処理にかかる時間を削減することができるため宛名番号を用いた滞納者の抽出を追加。  任意の条件で抽出した結果の出力方法がCSV出力に限定される場合、対象者をCSV出力後再度抽出する事となる。抽出結果に対し直接業務を行うことができれば業務量の削減につながるため抽出結果に対して行える業務を追加。		反映する	●	【提案】宛名番号を抽出条件に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではEUCで運用している	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出		電話番号の有無		電話番号業務をアウトソーシングするため		反映する	●	【提案】電話番号・電話番号の有無を抽出条件に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではEUCで運用している	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・監子の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ランク、性別、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。  日時項目がある条件（滞納処分・監子の有無等）については、期間を指定して抽出できること。  抽出結果は、CSV出力ができること。	【前半は省略】 抽出結果は、 <b>滞納者情報管理画面への展開、一括処理、一括印刷</b> 、CSV出力等ができること。		任意の条件で抽出した結果がCSV出力しにくい場合、対象者を再度入力する事となり、非常に不便なため抽出結果に対して行える業務を追加。		反映する	●	2189	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2189	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（……死亡者、住民票の欄を削除、生活保護受給者、電話番号等）	任意の条件（……死亡者、住民票の欄を削除、生活保護受給者、電話番号等）	死亡者の相続人調査、生活保護受給者の執行停止処理等、住民の属性分類により適切な対応ができる。 また、電話番号検索により時間外業務時の対応や事前の状況把握による適切な対応が可能となる。	滞納処分が困難なケースをあらかじめ選別することができ、よりスムーズな対応が可能となる。 現在可能な電話番号検索ができなくなると対応や事前の状況把握による適切な対応が別管理が必要となり業務量が増加する。	死亡者や生活保護受給者は他の滞納者とは異なる対応が必要である。 時間外業務の際には人員も少なく電話に出るが判断に困るケースがある。	反映する	●	【提案】死亡者、生活保護受給の有無を抽出条件に追加する。（電話番号は3040で対応）	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市ではシステム上で情報管理していない	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	滞納処分時の滞納額の内訳を後日でも抽出できること。	滞納処分時の滞納額の内訳を後日でも抽出できること。			滞納処分後に入金等があった場合、処分時の内訳をデータで確認することが困難なため。	要検討	●	【確認】滞納処分時の滞納額の内訳が必要となるケースについて、滞納処分後に入金があった場合、処分時の内訳をデータで確認することが困難という指摘があるが、確認の必要性は高いか。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 必要性はあまりないと考えます。 各債権などで処分件数や金額を集計する必要があります。現状は、抽出データの金額を処分時の額に手作業で修正し、集計している。 →必要性が高い。データ反映前に別の差押などをする必要があるため。 【確認】詳細を確認したい。データ反映前に別の差押をする際、一度目の処分の内訳を確認する必要があるのはなぜか（C市）	●	■ 必要性高い B回答：各種報告で処分件数や金額を集計する必要があります。現状は、抽出データの金額を処分時の額に手作業で修正し、集計している。 C回答：高い。データ反映前に別の差押などをする必要があるため。 E回答：必要性あり。 →必要性が高い構成員においては、集計に必要という趣旨であった。 【確認】詳細を確認したい。データ反映前に別の差押をする際、一度目の処分の内訳を確認する必要があるのはなぜか（C市）  ■ 必要性低い A回答：必要性はあまりないと考えます。 I回答：当市では運用していない。債票で確認できれば支障はない。 J回答：現行システムでは、債票の出力記録が折衝記録にあり、処分時の明細を確認可能。だが、システムで確認できなくても決議書にて確認可能なので、必要性は高くない。 →必要性が低い構成員においては、決議書を確認することで充足するという趣旨であった。 【確認】決議書での確認では問題があるか確認。また、EUCでも問題ないか（B,C,E市）
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・監子の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ランク、性別、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	下記項目を追加 生活保護受給者・受給期間 死亡者・死亡日  抽出の際に除外機能があること (例) 執行停止中、分納中等		滞納整理を行うに当たり、より精度の高い情報を抽出できるため。		要検討	●	【提案】死亡日を抽出条件に追加する。 【提案】任意の条件を組み合わせ、除外でデータ抽出できるように記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では運用していない	提案のとおりとする。	
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・課年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・監子の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ランク、性別、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・課年度・期別、課税年度・期別、分割納付・分納不履行者、滞納処分・監子の有無、執行停止の有無、交渉経過、地区、滞納者区分（ランク、性別、進捗状況）、特効完成予定者、個人住民税の情報（所得・控除種別・特効義務者）、処分中の財産種類、通知番号、滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。		「課税年度」のみでは、抽出条件を活用しづらいため。	反映する	●	2585	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2585		

滞納	2.1.8.	滞納者抽出	任意の条件（住所・滞納額・税目・担当・滞納年度・期別・分割納付・分割不履行者・滞納処分・滞予の有無・執行停止の有無・交渉経過・地区・滞納区分（ラック・性別・進捗状況）・時効完成予定者・個人住民税の情報（所得・控除種別・特徴義務者）・処分中の財産種別・通知番号・滞納処分の管理番号等）により滞納者を抽出できること。 日時項目がある条件（滞納処分・滞予の有無等）については、期間を指定して抽出できること。 抽出結果は、CSV出力ができること。	検索条件の項目を追加 滞納金額（本税、延滞金それぞれで金額別指定）、地区検索（区名・市町村名）、特徴の有無、年金特徴の有無、退勤の有無、課税理由コード（近近）、生年月日、電話番号の有無、死亡の有無、共有の有無、相当年度、分割（償却書の有無）、徴収権の末日、欠損（決裁状態による区分あり）、公判費（返済中履歴・その他公務員）、方針管理（方針種別・対象財産・差押可能日）、係、担当コード、前勤担当、市内・市外区分、個人・法人、住居区分、金融機関一括照会履歴（照会期間の指定を可能とする）、生命保険一括照会履歴（照会期間の指定を可能とする）	多角的な視点から滞納整理を進めるための情報を抽出するにあたり、業務時間短縮に寄与するため。		反映する	●	【提案】相当年度、共有固定資産かどうかを追加する。 【提案】欠損対象の場合、欠損事由での抽出ができるように追加する。 【提案】2.7.シリーズに、照会日を管理できるよう項目を追加する。また、照会日について日時項目がある条件を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	滞納処分済みの滞納分が納付され、差押（参加差押）、交付要求解除となる該当者の抽出（延滞金の納付状況も含む）ができること。	滞納処分済みの滞納分が納付され、差押（参加差押）、交付要求解除となる該当者の抽出（延滞金の納付状況も含む）ができること。	毎日の収入日計表のタイムングで解除すべきであったが、解除漏れになってしまったものをシステム的に抽出することで、解除漏れのまま長期滞り放置されることのないようにするため。		要検討	●	【確認】滞納処分について、充当分が納し込まれた期別を抽出する機能は、必要性が高いか。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 あつてもよいが必須とは考えていない。 J回答 当市では、処分中の差押等を抽出できれば、滞納の有無は担当が管理している。システム対応は必要性が低い。 K回答	● ■ 必要性低い A回答：必要性はあまりないと考えます。 B回答：機能があれば使用するかもしれない。 C回答：必要性は低いが、他市の状況次第。 J回答：あつてもよいが必須とは考えていない。 J回答：当市では、処分中の差押等を抽出できれば、滞納の有無は担当が管理している。システム対応は必要性が低い。 ■ 必要性高い E回答：完納に伴い差押等の処分を解除することを目的としているため、充当だけでなく自主納付を含めた取納情報の結果完納になるものを抽出出来る機能であるべき。 当市では完納リストとして2種類ある。処分明細が延滞金を含めて完納になったものと本税のみ完納になったもの。 【提案】2.1.8.に「差押等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出できること」をオプションで追加。
滞納	2.1.8.	滞納者抽出	抽出された結果について、選択により該当者の基本画面へ遷移できること。また、移行後は、元の抽出結果一覧画面へ戻ることなく、「次へ」「前へ」のボタンにより、抽出結果一覧画面の表示順に前後の滞納者の基本画面へ遷移できること。	抽出された結果について、選択により該当者の基本画面へ遷移できること。また、移行後は、元の抽出結果一覧画面へ戻ることなく、「次へ」「前へ」のボタンにより、抽出結果一覧画面の表示順に前後の滞納者の基本画面へ遷移できること。	データ参照をスムーズに行い、業務時間短縮に寄与するため。		反映する	●	2189 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2189
滞納	2.1.9.	滞納者抽出	地方税48条移管・地方税滞納整理機構への連携データを作成	地方税48条 都道府県の直接徴収	都道府県職員・市町村職員がシステムから内容等を抽出データで取り出すことで、書類等の手帳や時間を削減できる。		反映する	●	【提案】地方税48条移管の記載を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では現時点では想定していない	提案のとおりとする。
滞納	2.10.1.	執行停止管理	交付要求と執行停止が重複して入力されている場合には、執行停止による徴収権の消滅を優先すること。 1号停止の場合、再調査の結果、資力が回復しないと思われる場合を想定し、即時停止に切り替えることができること。	時効中断と徴収権の消滅の適正な運用のため。			反映する	●	【提案】交付要求と執行停止が重複する期別について、執行停止による徴収権の消滅が優先されるよう追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.10.1.	執行停止管理	滞納者に対する執行停止情報（起算年月日、決裁年月日、滞納処分停止種別（無財産、生活困窮、所在不明、即時消滅）、滞納処分停止理由、取消起算年月日、取消決算年月日、執行停止取消年月日、取消理由、管理番号）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。時効未定期別がデフォルトで選択されていること。 執行停止情報の文脈について、編集機能を有すること。 指定する管理番号で当該情報を管理し、出力できること。	【追加】納期未到来及び履行状況未発達の期日についても、執行停止の対象として選択できること。 滞納処分停止理由、取消起算年月日、取消決算年月日、執行停止取消年月日、取消理由、管理番号）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。時効未定期別がデフォルトで選択されていること。	既に課税されている時効未定期別全て（納期未到来期別を含む）を選択できるようなことで、同じ対象者に対する執行停止を複数回行う必要がなくなり、業務を軽減できるため、滞納者1件につき約1時間軽減。		反映する	●	【提案】2.8.8と記載を揃え、執行停止が可能な期別については自動選択され、満たしていない場合も手動で選択できるような記載を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 手動で変更できることは必須である。	提案のとおりとする。
滞納	2.10.1.	執行停止管理	執行停止の調査を作成する際に、停止理由を定型文として登録しおき、理由ごと（財産なし、生活保護受給等）に使い分けできること。 執行停止の調査の一括発行が可能なこと。 執行停止を行った実績を見やすく一覧にできること。	執行停止の調査を作成する際の停止理由を定型文として登録しおき、理由ごと（財産なし、生活保護受給等）に使い分けできること。 執行停止の調査の一括発行が可能なこと。 執行停止を行った実績を見やすく一覧にできること。	執行停止の調査を作成する際の停止理由を定型文として登録しおき、理由ごと、登録しておけると便利です。また、調査を作成する数は1人につき1つの調査ではなく、1科目につき1つの調査を作成しています。これは、統計を作成する際に科目を分けて調査を作成しておかなければ、適正な統計が取れないからです。 膨大な数の執行停止調査を作成するので、できれば一括で調査は印字できれば便利であると考えています。		要検討	●	【提案】滞納処分と併せて、デフォルトの文章を複数登録できること。を追加する。 【提案】2.10.3.で執行停止に係る関連履歴を一括作成できる記載を追加する。 A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする

滞納	2.10.1.	執行停止管理	滞納処分停止種類と停止理由が法令に合致していないときに、エラー表示し、登録抑制ができること。	地方税法第15条の2に準拠するため。					反映する	●	【提案】滞納処分取消種類・滞納処分停止理由が法令に合致するよう、追記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.10.1.	執行停止管理	納期未到来かつ時効未定期別がデフォルトで選択されていること。	納期未到来税の執行停止の根拠法令がないため。					反映する	●	【提案】納期未到来期別がデフォルトで選択されるよう、追記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 納期経過では口座振替など収納反映していない明細が翌日にはデフォルトで対象になってしまう。処分可能日経過分ではないか？ F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	仮に消込が間に合わない期別が執行停止となったとしても、執行停止期別に消込がされるだけで、影響はない想定。 提案のとおりとする。
滞納	2.10.1.	執行停止管理	納期未到来税を執行停止対象とした場合、エラー表示し、登録抑制できること。	納期未到来税の執行停止の根拠法令がないため。					反映する	●	4308	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4308
滞納	2.10.1.	執行停止管理	執行停止は、未納明細全件選択による登録や追加・修正により、未納期別（年度・税目・相当年度・課税番号・期別）ごとに登録できること。	市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることができるようするため。	システム管理することで、職員の負担軽減に寄与するため。				反映する	●	4308	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4308
滞納	2.10.1.	執行停止管理	執行停止データ登録後、滞納システムから「執行停止情報」を収納システムに連携できること。	不要な納付書が送付されることによる混乱を防ぐため。	手処理に係る時間・コストを削減し、職員の負担軽減に寄与するため。	収納システムから督促状・延滞金通知書を一括印刷する際、執行停止分を除外するため。 また、執行停止・欠損にかかる年次報告資料を収納システムから打ち出しているため。		反映する	●	【提案】6.2.1.に、執行停止データ収納システムに連携できるように、追加する。なお、収納システムでは執行停止期別について督促状・納付書の出力を抑制する必要がある想定。（督促については、即時消滅などが考えられる）	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	E回答：督促後に処分可能明細にならないと停止ができない状況。停止データに督促状を出力とはどのようなケースを想定しているか？ 【提案】実際上「督促状発送→未納→財産調査→差押可能財産なし→執行停止」という流れと考えられるため、本機能は追加しないこととする。	
滞納	2.10.2.	執行停止管理	執行停止の処理時点で延滞金計算を止めること。 執行停止の取消をした場合、取消日から起算して延滞金加算を行えること。	延滞金を正確に計算するため		執行停止情報に執行日进行管理することで、延滞金計算を止める起算日とすることができる		反映する	●	【事務局】「処理時点」→「決算年月日」に修正し、正確な表現とした	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.10.4.	公告管理	執行停止処分に係る関連横票を個別に作成できること。	執行停止処分に係る関連横票を個別に作成し、印刷できること。		印刷の文言を追加		反映する	●	【提案】印刷の記載を追加した。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.10.4.	執行停止処分関連横票作成	チェックボックスなどで一括で個別に印刷対象を選択できるようにする。			無駄な資料の印刷削減、一回一回出力する無駄の削減のため。		反映する	●	3080	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3080	
滞納	2.11.1.	時効管理	時効完成日を調定期別ごとに管理（参照、登録、修正、削除）できること。 時効完成した滞納者に対して、（税目ごとに）時効完成期別が否かを識別できること。 時効が完成した期別は滞納から除外されること。	時効完成日を調定期別ごとに管理（参照、登録、修正、削除）できること。	時効を自動管理する事を考慮した記載となっていないため追記。			反映する	●	【提案】時効完成期別が自動で識別され、滞納から除外されるよう明記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.11.1.	時効管理	時効完成日を測定期別ごとに管理（参照、登録、修正、削除）できること。 時効完成した滞納者に対して、（税目ごと）時効完成期別か否かを識別できること。	時効完成日を測定期別ごとに管理（参照、登録、修正、削除）できること。 時効完成した滞納者に対して、（税目ごと）時効完成期別か否かを識別できること。時効が完成した期別は滞納者から除外されること。		時効を自動管理する事を考慮した記載となっていないため追記。		反映する	●	2579	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2579	
滞納	2.11.1.	時効管理	時効完成日を測定期別ごとに管理（参照、登録、修正、削除）できること。 時効完成した滞納者に対して、（税目ごと）時効完成期別か否かを識別できること。	時効完成日を測定期別ごとまたは年度別に管理（参照、登録、修正、削除）できること。 時効完成した滞納者に対して、（税目ごと）時効完成期別または時効完成年度別か否かを識別できること。		当市では期別に分かれている市税等を、一体の債権とみなし、一部納付があった場合に全体に時効の更新の効果が及ぶという考えを採用しているため。		反映する	●	【提案】2.4.16.に、分納契約期別への収納時、当該年度の期別全ての時効を中断することができるように追加する 【提案】オプションとして、時効完成年度かどうかも識別できる機能を追加する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 各機関の運用をオプションで補うことは使用費として扱います。 選択制にする必要がある。	提案のとおりとする。	
滞納	2.11.2.	時効管理		被充当による収入の場合は時効の延長を行わない。 時効中断の適正な運用を図るため。				反映する	●	【提案】充当による収入の場合は時効延長を行わないよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 当市では延長している。	I回答：当市では延長している。 【確認】充当分を時効延長とする理由について確認（1市）	●
滞納	2.11.3.	時効管理	本税完納後の延滞金についても時効の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	本税完納後の延滞金、督促手数料については時効の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	督促手数料についても延滞金同様に、法令と並びに時効の管理が必要であるため。			反映する	●	【提案】督促手数料についての記載をオプションで追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.11.4.	時効完成日自動計算	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で法令と並びに自動計算できること。	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で法令（税法及び民法の準用も含む）と並びに自動計算できること。	法令の範囲の曖昧さを回避するため、追記。			反映する	●	【事務局】時効の計算について、法令の詳細を記載するか事務局で検討する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.11.4.	時効完成日自動計算	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で法令と並びに自動計算できること。	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で法令（税法及び民法の準用も含む）と並びに自動計算できること。	法令の範囲の曖昧さを回避するため、追記。			反映する	●	3081	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3081	
滞納	2.11.4.	時効完成日自動計算	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で法令と並びに自動計算できること。	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成日を期別単位、年度単位で法令と並びに自動計算できること。 なお、催告発送による6か月の時効完成猶予については、本来の時効完成日以降に入った時効事由に関しては時効の計算外とすることができること。	計算対象外とする機能がなく、むやみに6か月間完成猶予してしまうことが起きてしまうため。			反映する	●	3081	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3081	
滞納	2.11.4.	時効完成日自動計算		計算根拠が表示されること。	法令に沿った計算がされているかどうか確認できるようにするため。			反映する	●	【提案】時効の根拠が確認できるよう、追加する。	A回答 左記の内容で問題ないと考えます。 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。	
滞納	2.11.5.	時効完成予定対象リスト作成	出力条件（本税の有無、執行停止中の有無、時効完成日の指定、納税通知番号等）を指定し、時効完成予定対象を抽出できること。 抽出結果をリストで確認・出力できること。	出力条件（期別（本税・延滞金）滞納の有無、執行停止中の有無、時効完成日の指定、納税通知番号等）を指定し、時効完成予定対象を抽出できること。 抽出結果をリストで確認・出力できること。		延滞金も徴収するため本税の有無ではなく延滞金の有無も必要。		反映する	●	【提案】延滞金の有無の記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.11.5.	時効完成予定対象リスト作成	出力条件（本税の有無、執行停止中の有無、時効完成日の指定、納税通知書番号等）を指定し、時効完成予定対象を抽出できること。 抽出結果をリストで確認・出力できること。	出力条件（本税の有無、執行停止中の有無、時効完成日の指定、納税通知書番号等）を指定し、時効完成予定対象を抽出できること。 抽出結果をリストで確認・出力できること。 CSV出力できること。		時効対象者の分析を行うため。			反映する	●	【提案】CSV出力について追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.12.1.	不納欠損処理	本税の有無、法令、年度、税目、時効完成日等で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。不納欠損は期別単位で処理できること。 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。	【前半は省略】 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。 また、欠損データは収納システムと共有できること。				要検討	●		【確認】不納欠損処理後、不納欠損期別を抹消する一旦抹消付けたが、非表示して、データの抹消を避けてほしいという意見がある。後で確認することがあることだが、非表示として問題はないか。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。 【提案】非表示とした欠損額は、表示することもできることと追記	●
滞納	2.12.1.	不納欠損処理	本税の有無、法令、年度、税目、時効完成日等で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。不納欠損は期別単位で処理できること。 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。	【前半は省略】 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。 また、欠損データは収納システムと共有できること。				要検討	●	2276		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2276	
滞納	2.12.1.	不納欠損処理	本税の有無、法令、年度、税目、時効完成日等で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。不納欠損は期別単位で処理できること。 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。	【前半は省略】 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。 また、欠損データは収納システムと共有できること。				要検討	●	2276		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2276	
滞納	2.12.1.	不納欠損処理	本税の有無、法令、年度、税目、時効完成日等で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。不納欠損は期別単位で処理できること。 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。	本税の有無、法令、年度、税目、時効完成日等で不納欠損予定者を抽出し、不納欠損の判定・処理ができること。不納欠損は期別単位で処理できること。 不納欠損処理後、不納欠損期別は滞納前状態で抹消できること。抹消前であれば、不納欠損の取消処理ができること。 また、それは番付非表示設定であること。不納欠損期別は欠損の取消処理ができること。				要検討	●	2276		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2276	
滞納	2.12.2.	不納欠損処理	不納欠損（即時欠損含む）について、個別一括処理ができること。 また、不納欠損の一覧表を作成できること。時効理由、執行停止の有無、税目、現年過年の区分等が明記されること。	不納欠損（即時欠損含む）について、個別一括処理ができること。 また、不納欠損の一覧表を作成できること。時効理由、執行停止の有無、税目、現年過年の区分等が明記され、それぞれの印刷と一括の帳票出力ができるが、データ出力ができること。		印刷ができることにより事務作業の効率化。		反映する	●		【提案】CSV出力について追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.12.2.	不納欠損処理		個別一括処理時の一覧表について、csvデータの出力ができること。		一括処理を行う前に、対象者の整合性を検査するために使用するため。		反映する	●	3084		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3084	
滞納	2.12.2.	不納欠損処理		以下追記 「併せて単純時効欠損のうち、執行停止中に欠損となったもの人数、合計金額、会計期別数を抽出できること。」		国保税の担当課であるが、単純時効のうち執行停止中に時効になったものとそのでないものの内訳の帳票が必要となる機会が想定されるため。		反映する	●		【提案】不納欠損事由の区分も記載されるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.12.3.	不能欠損処理		不能欠損について、本税と延滞金を合わせて処理もしくはそれぞれ分けて処理と選択できること。		最初に延滞金と分けることで、その後の作業簡略化に繋がりが作業工程を減らすことができる場合もあるため。		反映する	●		【提案】併せて処理するケースの記載がないため、必須機能側に、本税と延滞金を合わせて処理できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.12.4.	欠損情報管理		収納システムでデータ削除対象となった不納欠損情報について、滞納システムでは継続して管理できること。			年度末（3月末）を越えてから、不納欠損額を落とす決裁をとり、欠損額として管理している。 収納システムとの同期を取るため。		要検討	●	2276	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2276	
滞納	2.12.4.	欠損情報管理		欠損情報（欠損年月日、年度、期別、調査担当者、特記事項、確認事項、欠損額）の管理（参照）ができること。	【管理項目の追加】 不納欠損整理番号（額は欠損年度とする）、起算日、決裁日		必要な欠損情報を一括管理し、手処理に係る時間を削減、職員負担軽減に寄与するため。		反映する	●	【提案】欠損情報を一括に特定できる番号が管理できるように追加する。 【提案】起算日、決裁日を追加する。（他の帳票出力する機能も同様か）	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	虚数との通りとする	
滞納	2.2.	催告処理		なし	催告書出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、調定額変更になったもの、フコ二納付等の返済済文字への有無、発送までの期間に納付・充当、調定額変更、転居、宛名異動、及び徴収猶予になったものを抽出し、催告書の引き抜きリストが出力できること。 引き抜いた対象者について、対象者の一覧データをもとに催告書発送の履歴を自動削除できること。		収納システムの督促状況同様に引き抜き処理は発生するため。	反映する	●	【提案】2.2.2.に、催告書引き抜きリストを出力できるように追加する。また、引き抜きリストの対象者は、催告書発送履歴（交渉経過を含む）を自動で削除されること。 【確認】下記の例以外に、引き抜きの条件として有用なものがあるか。 ■引き抜きの条件 ・出力日から発送日までの納付・充当（※返済済を含めることができること） ・調定額の変更 ・転居 ・滞納処分、執行停止、猶予	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	B回答； 死亡 住民票の遷移消滅 【提案】「死亡者」「住民票の遷移消滅」を追加する。 C回答； 現在分納中の者 I回答； 分納計画履行中及び催告保留しているものは催告書を送付していない。 K回答； 本市の場合は、滞納者から相談があった場合なども催告書を引き抜いています。 条件としては意味過ぎるので、各担当者が引き抜きフラグを立てることにより、発送担当者が発送を取りやめます。 E回答； 出力日から発送日までの納付・充当（※返済済を含めることができること）について 例：金融機関に納付した場合は、出力日前日に納付し、発送日前に収納反映することはある。作成時点の未納額と変動があるものの方が適切ではないか？ 【提案】「出力日から発送日までの納付・充当（※返済済を含めることができること）」について「出力日から発送日までの納付・返済について」に修正する		
滞納	2.2.	催告処理-催告書発送情報管理		期別または対象者ごとに催告処理ができること			unnecessary催告をしないため、	反映する	●	【提案】宛名、期別単位で発送情報の管理ができるよう追加する。				
滞納	2.2.1.	対象抽出処理		<発送除外条件> 時効期別（時効日は指定可とする） なお、条件は、人単位、期別単位いずれかを任意で選択できること。			発送除外条件の詳細が不明のため補足するもの。	反映する	●	3132	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3132		
滞納	2.2.1.	対象抽出処理		以下の抽出条件により、任意に催告対象となる未納分を抽出できること。 抽出条件、除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。  <任意抽出条件> 年度（現年度/過年度）、期別、科目、滞納種別（事由）、滞納額、発送年月日、収納現在日、公示送達日、指定納期限、督促状発送有無、調定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ）、延滞金のみ滞納種別があるもの、担当署名、付箋、ランク、繰上通知発送有無、（分納計画の）誓約年月日、催告期限、徴収引継候補  <発送除外条件> 催告停止（停止開始日・停止解除日・期別・停止理由（引抜・停止）を登録した場合）、返済済、分納誓約中間標準レイアウト仕様、納付受託、徴収（換価）猶予中、滞納処分中、執行停止中、時効期別、特徴対象者、死亡者、居所不明（調査）者、不現住者（転出若しくは転居しているか、又は居住地に居住していないもの）、海外転出者、本税完納済の年度、繰上徴収、付箋、ランク、徴収引継者	地方税法第46条により徴収引継を行っている者に対しての引継前催告及び引継により徴収権が移行している期間を想定した機能とする。		【提案】各種異動対象者（滞納整理機構、都道府県等）を条件に追加する（オプション）	反映する	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.2.1.	対象抽出処理		抽出結果のCSV出力ができること			作業効率のため。 （電話催告や調査等、催告後の対応を量的に管理する必要有）	反映する	●		【提案】CSV出力について追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.2.1.	対象抽出処理		抽出条件を特徴対象とした場合、特別徴収の「納期の特例」が除外条件として選択できること。		滞納の防止のため。			納期の特例申請承認後に、月別の納入すべき金額がシステム上不明となるため記載。	反映する	●	【提案】除外条件に「納期の特例」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.2.1.	対象抽出処理	<発送除外条件> 督促停止……付箋、ランク	<発送除外条件> 督促停止……付箋、ランク、過誤納残額・運付残額のあるもの また、死亡者、居所不明者、不現住者、海外転出者については送付先の状態も加味し除外条件とし、除外対象となったものを一覧表またはCSVで出力可能となること。		過誤納残額・運付残額がある場合、未納市税に充当し、催告書の税額が変更となる可能性があるため、 運付通知・催告書両方の送付を防ぐことで、問合せ減、運付手続を減らさなければならない。 死亡者、居所不明者、不現住者、海外転出者については、送付先が死亡等に該当するが納税義務者として送付可能な場合、納税義務者に催告書を発送するため。			反映する	●	3793	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3793	
滞納	2.2.1.	対象抽出処理		催告書出力から発送までの間に死亡・取消込・消込があったもの一覧表またはCSVが出力できること。		催告書の引続きを行い、納付と行き違いでの送付を防止するため、問合せ減につながる。				反映する	●	3793/3795	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3793/3795
滞納	2.2.1.	対象抽出処理	<発送除外条件> 督促停止（停止開始日・停止解除日・期別・停止理由（引扱・停止）を登録した場合）、取消込、分納契約中間標準レイアウト仕様、納付受託、徴収（換価）途中中、滞納処分中、執行停止中、時効期別、特徴対象者、死亡者、居所不明（調査）者、不現住者（転出若しくは転居しているか、又は居住地に居住していないもの）、海外転出者、本税完納済の年度、繰上徴収、付箋、ランク	<発送除外条件> 督促停止（停止開始日・停止解除日・期別・停止理由（引扱・停止）を登録した場合）、取消込、分納契約中間標準レイアウト仕様、納付受託、徴収（換価）途中中、滞納処分中、執行停止中、時効期別、特徴対象者、死亡者、居所不明（調査）者、不現住者（転出若しくは転居しているか、又は居住地に居住していないもの）、海外転出者、本税完納済の年度、繰上徴収、付箋、ランク				執行停止中の納税者であっても執行停止期別以外の期別は催告対象であるため（一部執行停止を行う場合がある） 相続人等が設定（承継等）済の死亡者分は催告対象であるため	反映する	●	【提案】除外条件に「死亡者（相続人等未設定）」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.2.1.	対象抽出処理	<発送除外条件> 督促停止（停止開始日・停止解除日・期別・停止理由（引扱・停止）を登録した場合）、取消込、分納契約中間標準レイアウト仕様、納付受託、徴収（換価）途中中、滞納処分中、執行停止中、時効期別、特徴対象者、死亡者、居所不明（調査）者、不現住者（転出若しくは転居しているか、又は居住地に居住していないもの）、海外転出者、本税完納済の年度、繰上徴収、付箋、ランク	発送除外条件に生活保護受給者を追加。				生活保護受給者への催告は行わないので、抽出時点で除外できようがないため。	反映する	●	【提案】除外条件に「生活保護受給者」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.2.1.	対象抽出処理	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる未納分を抽出できること。 抽出条件、除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。  <任意抽出条件> 年度（現年度/過年度）、期別、科目、滞納種別（事由）、滞納額、発送年月日、収納現在日、公示送達日、指定納期限、督促状発送有無、調定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ）、延滞金のみ滞納繰越分があるもの、担当者名、付箋、ランク、繰上通知発送有無、（分納計画の）契約年月日、催告期限	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる未納分を抽出できること。 抽出条件、除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。  <任意抽出条件> 年度（現年度/過年度）、期別、科目、滞納種別（事由）、滞納額、発送年月日、収納現在日、公示送達日、指定納期限、督促状発送有無、調定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ）、延滞金のみ滞納繰越分があるもの、担当者名、付箋、ランク、繰上通知発送有無、（分納計画の）契約年月日、催告期限、 <b>接触日</b>			接触日を抽出条件に入れることで、利便性の高い抽出が可能となるため。	反映する	●	【提案】抽出条件に「接触日」を追加する。※システムの振替いは、交渉経過の日付をもとに、交渉経過情報で開戸、東庁等のフラグの立ったものを抽出する、等を想定	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.2.1.	対象抽出処理	<任意抽出条件> 年度（現年度/過年度）、期別、科目、滞納種別（事由）、滞納額、発送年月日、収納現在日、公示送達日、指定納期限、督促状発送有無、調定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ）、延滞金のみ滞納繰越分があるもの、担当者名、付箋、ランク、繰上通知発送有無、（分納計画の）契約年月日、催告期限	<任意抽出条件> 年度（現年度/過年度）、期別、科目、滞納種別（事由）、滞納額、発送年月日、収納現在日、公示送達日、指定納期限、督促状発送有無、調定年月（開始月、終了月）（法人住民税のみ）、延滞金のみ滞納繰越分があるもの、担当者名、付箋、ランク、繰上通知発送有無、（分納計画の）契約年月日、催告期限、 国籍、連絡先の有無			抽出条件に必要	反映する	●	【提案】抽出条件に「国籍、連絡先の有無」を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.2.12.2.2.	対象抽出処理 催告書作成		一括催告時、住所別に催告書を発行すること。またその発行した催告書の集計表が発行されること。 一括催告時における催告書に封入封筒委託用の一連番号が印字されること。		一括催告は、経費削減のため「郵便区内特別」により発送を行う。仮に住所別の発行ができない場合、発行後に大量の催告を仕分けする必要がある。職員業務量が増大するため。 集計表管理による適正な必要帳票管理のため、外部委託に必要のため		反映する	●	【提案】2.2.2に催告書の出力時、住所や郵便番号でのソート機能を有するよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		

滞納	2.2.2.	催告書作成	一括催告書の対象者データをcsvファイル等で出力できること。ファイルソフトは滞納処理システムが持つ項目を選択し編集可能であること。	一括催告書の印刷・封入封緘に係る事務軽減・コスト軽減ため事業者へ委託している。委託用のデータ作成ができないと自動でやることになり、事務コストは応酬する。			「実装してもしなくてもよい機能」に追加	反映する	●	【提案】作成した対象者データをCSVで出力できること。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.2.2.	催告書作成	催告書発送対象者のうち、催告書発送日までに入金のあるものについて、手抜き催告止めデータとして抽出できること。	催告書の行き違いがなくなる	催告書の問い合わせの件数減（6人のべ3時間/月）			反映する	●	1607	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1607
滞納	2.2.2.	催告書作成	執行停止分及び時効完成分については、原則催告書出力対象としない。ただし、選択により出力も可とする。その際、執行停止・欠損・時効別決済の明細を選択している場合は、催告書を出し、確認できること。また、明細の金額変更も可能とすること。	催告書の必要のない市民が催告されることがないようにするため。	職員による事務的な不要な判断を減らし、本業の滞納整理に集中するため。			反映する	●	【提案】期別毎に金額を修正できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.2.3.	催告書作成	未納者の状況に応じた通知内容を任意に選択して催告書を発行できること。 催告書の内容自由で作成、複数登録ができ、以後任意に選択して発行可能であること。	未納者の状況に応じた通知内容を任意に選択して催告書を発行できること。 催告書の内容自由で作成、複数登録ができ、以後任意に選択して発行可能であること。 未納額や送付先等の記載内容を任意で編集できること。			催告書は、様々な形で作成発送する必要があり、未納額や送付先等も自由に編集できることが必要である為。	反映する	●	4621	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4621
滞納	2.2.4.	催告書作成	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 以下、省略	延滞金記載の有無を税目ごとにパラメータの設定により選択できること。また確定延滞金のみの期別も出力の有無を選択できること。 以下、省略	確定延滞金のみの期別も出力しない、滞納者に未納額を知らせる機会がなくなってしまうため。	催告書は税以外の料金等も含めた内容で作成するが、延滞金を徴収しない料金等があるため、税目ごとにパラメータを設定する必要がある。		反映する	●	【提案】延滞金のみの出力もできるように追加する。（督促手数料についても、オプションで追加）	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.2.4.	催告書作成	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 また、延滞金のみ残っている期別だけで催告書を作成できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。		本税収納後に延滞金のみの請求を行う事例がある為、記載を追加。	反映する	●	831		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	831
滞納	2.2.4.	催告書作成	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 また、延滞金のみ残っている期別だけで催告書を作成できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。		本税収納後に延滞金のみの請求を行う為、記載を追加。	反映する	●	831		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	831
滞納	2.2.4.	催告書作成	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 また、延滞金のみ残っている期別だけで催告書を作成できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。		本税収納後に延滞金のみの請求を行う事例がある為、記載を追加。	反映する	●	831		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	831
滞納	2.2.4.	催告書作成	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。	延滞金記載の有無をパラメータの設定により選択できること。 また、督促手数料、延滞金の残っている期別だけで催告書を作成できること。 延滞金を表示する場合は、任意日を指定し、当日までの延滞金を期別に計算し表示することができること。任意日を指定しない場合は、現在日がセットされること。		本税収納後に督促手数料、延滞金のみの請求を行う事例がある為、記載を追加。	要検討	●	831		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	831

滞納	2.2.5.	催告書作成	催告書について、印字項目（タイトル、文面、注意文（備考）、指定納期限）を任意に編集できること。	催告書について、印字項目（タイトル、文面、注意文（備考）、指定納期限、納期未到来分の表示、問い合わせ先）を任意に編集できること。相対人登録が反映されること。		送付先設定等、住所情報と異なる送付先を印字する際の作業量を削減することができるため。		反映する	●	4621	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4621	
滞納	2.2.5.	催告書作成		記載される本税及び延滞金について、必要に応じて担当者が編集できること。	債入確保のため、差押後の催告等、迅速な催告を求められる場合の対応策として必要（差押は完済しているが、実務上滞込待ちの場合等）。		反映する	●	5985	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5985		
滞納	2.2.5.	催告書作成	催告書について、印字項目（タイトル、文面、注意文（備考）、指定納期限）を任意に編集できること。	-			反映する	●	【提案】2.2.3と2.2.5を以下のとおり統合する。（2.2.5を削除する） 【未納者の状況に応じて、催告書の印字項目（タイトル、文面、注意文（備考）、指定納期限）を任意に編集できること。」	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.2.6.	催告書作成	一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入	一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入（当選択は郵便振替払込書のみ）		金額の有無は「郵便振替払込書」のみの適用となるため表記を変更。	反映する	●	【提案】納付書出力の有無を税目ごと・滞納者ごとに選択できるように追加する。 【提案】納付書出力時において、出力される納付書は、納付書様式及び郵便振替払込書の様式を選択することができる。払込取扱票の場合は金額未記入を選択できるように記載を修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.2.6.	催告書作成	一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入	一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごと・滞納者ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入	催告書対象者でも、担当者の判断によって納付書を同封すべき対象者、同封しないで良い対象者が出てくること想定される。		反映する	●	3682	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3682		
滞納	2.2.6.	滞納管理	【実装すべき機能】 一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入	【実装すべき機能】 一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入（郵便振替払込書のみ）	納付書は金額未記入で通知することはありませんので、未記入は郵便振替払込書のみで追加希望します。		反映する	●	3682	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3682		
滞納	2.2.6.	催告書作成	一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入	一斉催告時・個別催告時の催告書に納付書が出力できること。納付書出力の有無を税目ごとに選択できること。 用紙：納付書 or 郵便振替払込書 金額：記入 or 未記入	催告書印刷と併せて、納付書を印刷することで、時間・ミスを削減し、職員の高負担軽減に寄与するため。		反映する	●	【提案】個別催告時も納付書の出力を選択できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.2.7.	催告書発送情報管理	催告書の発送停止情報については、個人単位・期別単位のいずれも設定できること。	催告書の発送停止情報については、終了日時を指定した期間設定ができること。	納付の約束がある場合に約束の期間に限り催告の発送を停止することで、余計な混乱を避け、不必要な催告書の打ち出を無くすることができるため。また、その管理をシステム外で行うと労力がかかるため。		反映する	●	【提案】発送停止情報は、停止の終了日時を指定できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	個人単位、期別単位のほかに税目単位を追加できるか？	●	E回答：個人単位、期別単位のほかに税目単位を追加できるか？ 【確認】他の構成員でも、税目単位で催告書の発送停止情報を管理する意見はあるか、意見の数を鑑み、必須／オプションを判断する。
滞納	2.2.7.	催告書発送情報管理		催告停止情報について「個人単位・期別単位のいずれも設定できること」に加え、停止する期間（R3.10月まで等）が設定でき、かつ、必要に応じて永年停止ができること。	・期間が指定できない場合、解除忘れによる必要な催告ができない状態が継続してしまう状況が発生する可能性があるため。 ・市民対応における一時的な催告不要判断のため（更正予定、納付予定、要注患者への催告停止等）	停止の解除が入ったまま、その後の催告ができないこと懸念解消のため。	反映する	●	2395	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2395		

滞納	2.3.	交渉・簡易処理・交渉経過管理	CSV等で作成したデータにより、一括で交渉経過を取り込めること		10件、100件単位での入力があるため。		反映する	●	【提案】CSVで交渉経過の一括登録ができるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.3.1.	交渉経過管理【交渉経過項目】	種別、接触フラグ対応者（ログイン情報から初期値として設定されること）			他部署の交渉経過（市民の方から聞き取った生活情報等）を共有することで、市民の方に複数部署へ同じ説明をさせない等のサービス向上が見込める。	反映する	●	【提案】最終接触日での抽出等ができるよう、滞納者との種別の有無を管理できるよう、追加する。（日付と、特定の交渉方法の組み合わせでも問題ない） 【提案】対応者は、ログインしている職員コードがデフォルトで設定されるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【回答】折衝の内容でソートしたい。（例：調査内容の順末を除く処理を行う場合） 【確認】一人の滞納者の交渉経過において、調査内容の順末を除くなどのソートを行いたいという趣旨か（1行）
滞納	2.3.1.	交渉経過管理	仕様書からは交渉経過を参照する際に自所出者の所属部署のみではなく、他部署（参照選択した部署）の記事情報も参照できるようにする。	交渉経過の記事を参照する際に、ログイン担当以外の記事情報も参照できるようにする。	他部署の交渉経過（市民の方から聞き取った生活情報等）を共有することで、市民の方に複数部署へ同じ説明をさせない等のサービス向上が見込める。	他部署での交渉経過等を参照することで、事務が効率化が図れる。（例、他部署で既に財産調査等をしている場合に、自所属の部署で二重に調査するなどの無駄が削減できる。）	反映する	●	【提案】滞納全体として、本システムを利用するにあたり、権限ごとに閲覧範囲を制限できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.3.1.	交渉経過管理	CSV形式のデータを取り込むことにより、一括で経過記録情報への書き込みが可能であること。		市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることができるようになるため。	瞬時に正しい情報取得し、業務時間短縮に寄与するため。	反映する	●	3134	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3134
滞納	2.3.1.	交渉経過管理	滞納者に対する交渉経過項目を管理（参照、登録、修正、削除）できること。登録、削除の際は、誤って消すことに対する防止措置が取られていること。 任意の交渉経過については、強調して表示できること。 交渉経過の見出し、本文を作成、編集できること。作成した見出し、本文を検索し、抽出できること。 【交渉経過項目】 日付 場所 時刻 内容 見出し 折衝相手 対応者 約束情報 交渉方法（面談、来庁、電話対応・催告、文書催告、送金あり、調査、整理方針）	【交渉経過項目】について、場所は不要。 検索については、個別一括で行えること。削除の際は、誤って消すことに対する防止措置が取られていること。 任意の交渉経過については、強調して表示できること。 印刷やEXCELでのデータ出力が可能とすること。 なお、印刷時は全ページ、指定ページのみ、指定期間分の出力が可能とし、出力部数も指定可能とすること。」	市民の方を待たせず、正しい情報を伝えることができるようになるため。	瞬時に正しい情報取得し、業務時間短縮に寄与するため。	反映する	●	【提案】交渉経過項目の組み合わせで抽出できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.3.4.	交渉経過管理	期間を指定して、交渉経過を印刷・CSV出力できること。	期間および経過記録に係る各項目を指定して、交渉経過を印刷・CSV出力できること。		報告書等作成のシステムから抽出したCSVデータを加工し利用するため。	反映する	●	6737	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6737
滞納	2.3.4.	交渉経過管理		担当者が作った宛先番号のグループでCSV出力ができること。交渉経過入力欄、印刷一覧、送付一覧（氏名、住所、連絡先、連絡先、住所、送付先、担当係、など）など様々な要素を選択できること。		印刷受取の準備に必要事項を手書きで記入する必要がなく、1件15分程度の案件確認を1件1分程度で案件確認が準備可能となる。送付先等のCSVデータがあれば、連絡先や送付先等の確認をせず速やかに印刷工程へ進むことができる。	反映する	●	【提案】滞納者抽出結果を基に交渉経過を個別又は一括で印刷できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.3.4.	交渉経過管理	【実装すべき機能】 期間を指定して、交渉経過を印刷・CSV出力できること。	【実装すべき機能】 期間を指定して、交渉経過を印刷・CSV出力できること。 交渉経過の印刷は、任意の対象者（抽出条件の指定・過去に抽出しCSV出力した者を含む）の一括印刷・CSV出力もできること。		地方税滞納整理機構等への移行時に、経過記録を抽出する場合がある。複数の対象者を一括印刷することで事務時間の削減を図るため。	反映する	●	6737	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6737

滞納	2.3.4.	交渉経過管理	期間を指定して交渉経過のない滞納者を印刷・CSV出力できること		要催告者の特定が容易になる			反映する	●	3134	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3134	
滞納	2.3.5.	滞納管理	不納欠損処理時も含めたい。		いつ不納欠損処理をしたかの確認のため。			要検討	●	【提案】不納欠損処理時の自動登録機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力	それぞれ自動で追加されるかは、システム上で設定できること。	それぞれ自動で追加されるかは、入力時に選択でき、デフォルト値をシステム上で設定できること。	後から記事を削除するより、入力されない選択をする方が効率的と考える。			反映する	●	【提案】交渉経過への自動登録を任意で行えるよう記載を修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力	パンチデータを用いて交渉経過の一括登録ができること		現システムでは、CSVファイルを作成し一括登録する処理がある。財産査定結果等の一定のルールで登録処理を行うものについては、本機能の活用によりオンライン入力より大幅に事務軽減が出来る。本処理で登録している経過記録は年閉数でダウンロードする。			反映する	●	【提案】パンチで交渉経過の一括登録ができるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力	納付書発行 照会文書発行（個別一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分権委託時（差押、交付要求等） 処分権委託書作成時（執行停止、監手、延滞金減免） 時効更新・完成日の修正時 財産調査結果入力時 処分、処分権委託の解除時 調定・収納履歴の修正・削除時	納付書発行 照会文書発行（個別一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分権委託時（差押、交付要求等） 処分権委託書作成時（執行停止、監手、延滞金減免） 時効完成日の修正時 財産調査結果入力時 処分、処分権委託の解除時 調定・収納履歴の修正・削除時 納税通知書返戻時 納税通知書、督促等公示送達時 送付先設定・解除時	納付者の情報をより迅速に把握できるため、スムーズな説明・折衝を行うことができるため	納税折衝を行うに当たり、交渉経過記録は重要であり、必ず確認して速やかに納税者情報を把握する必要がある。納税通知の状況や送付先の設定状況は重要事項であり、記載漏れによる誤案内（ヒューマンエラー）・聴取漏れを防ぐことができるため	時効更新については、消込の都度時効更新の記事が入力されるため不置と思われる。		【提案】納税通知書送達時、督促公示送達時について、有用性が高いと想定されるため、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力	（実装すべき機能） （実装しても良い機能） 分納協約書発行		担当者以外でも折衝過程を正確に案内することで、応対者で対応が困難することを防ぐことができるため	分納協約書発行時に記事入力作業が削減され、発行情報が漏れなく確認できるため、経過を正確に把握して折衝することが可能になるため	分納協約書は折衝において重要事項である 2.4.14分納協約情報管理において分納協約書発行は（実装しても良い機能）に分類されているが必須機能と考えている。本項目も連動して追加する必要があると考えるため	反映する	●	【提案】分納協約書発行時の自動登録を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力	以下の場合、交渉経過に自動的に履歴として追加されること。それぞれ自動で追加されるかは、システム上で設定できること。 収納システムで督促を発行した場合、滞納システムの交渉記録に自動で記録されること。 納付書発行 照会文書発行（個別一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分権委託時（差押、交付要求等） 処分権委託書作成時（執行停止、監手、延滞金減免） 時効更新・完成日の修正時 財産調査結果入力時 処分、処分権委託の解除時 調定・収納履歴の修正・削除時	以下の場合、交渉経過に自動的に履歴として追加されること。それぞれ自動で追加されるかは、システム上で設定できること。 収納システムで督促を発行した場合、滞納システムの交渉記録に自動で記録されること。 納付書発行 照会文書発行（個別一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分権委託時（差押、交付要求等） 処分権委託書作成時（執行停止、監手、延滞金減免） 時効更新・完成日の修正時 財産調査結果入力時 処分、処分権委託の解除時 調定・収納履歴の修正・削除時	当初納通分以外の納付書を発行した記録が自動入力されることにより、記事入力時間が削減される。 ※約3分/1記事×約5,000通＝約15,000分（250時間）	記事入力の手間が省けるため。				【確認】収納側で納付書を発行した際、滞納側に連携する必要性は高いか。具体的な運用と併せて回答いただく。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 また、次の場合は記録しないを選択できる。 ・収納記録時 ・滞納記録発行時 ・納付書再発行時 C回答 本市では収納側で印刷しないため不明。 D回答 E回答 収納側で出力したすべての納付書について、交渉経過として十分な必要な交渉経過が埋められていることが確認される。本市での運用は滞納に交渉経過を必要とする納付書は滞納側から出力。交渉経過を連携することとしている。（基本的には納付書受領後でも追加で交渉経過を埋めたい。納税記録の連携は重要とする） 収納側の納付書発行情報も連携させる場合、納付書印刷の際滞納側の連携の有無等の選択チェックボックス等の機能が必要ではないか？ F回答 H回答 I回答 納税の管理はしていない。 J回答 本市では、収納側で納付書を発行しますが、滞納側には一切記録は残らないため、職員が折衝記録を入力している。欄に手間はかかるが、蓄の納税記録に併せて入力しているが、必要性は低い。 K回答	構成員意見から、滞納側に必要な納付書は原則滞納システムで出力する運用とし、収納システムで納付書を出した場合は、職員が手入力しても問題ないと判断。仕事情報には記載しない。	

滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力	<p>以下の場合、交渉経過に自動的に履歴として追加されること。それぞれ自動で追加されるかは、システム上で設定できること。</p> <p>収納システムで督促を発行した場合、滞納システムの交渉記録に自動で記録されること。</p> <p>納付書発行 照会文書発行（個別・一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分権限作成時（差押、交付要求等） 処分権限作業作成時（執行停止、差押、延滞金減免） 時効更新、完成日の修正時 財産調査結果入力時 処分、処分権限の解除時 調定・収納履歴の修正・削除時</p>	<p>以下の場合、交渉経過に自動的に履歴として追加されること。それぞれ自動で追加されるかは、システム上で設定できること。</p> <p>収納システムで督促を発行した場合、滞納システムの交渉記録に自動で記録されること。</p> <p>納付書発行 照会文書発行（個別・一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分権限作成時（差押、交付要求等） 処分権限作業作成時（執行停止、差押、延滞金減免） 時効更新、完成日の修正時 財産調査結果入力時 処分、処分権限の解除時 調定・収納履歴の修正・削除時 欠損処理時</p>				<p>不納欠損の作業は一括処理で行うため、各納税者経過記録に自動で記録されることが望ましい。</p>	反映する	●	588	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	588	
滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力		<p>分納取消・解除、収納システムで督促の公示・返戻入力時、借システムでの名寄せ債権の送付先の異動が生じたとき、監理システムで、調定額の異動・納進の発付・返戻・公示があった場合も追加し、税目、期別、金額、送付先も記載事項とする。</p>	<p>調定情報で催告のないようになるため、</p>	<p>監理関係の情報を収納システムを確認する必要があり、業務の効率化を軽減するため、また、案件管理の効率化もはかれるため、1回の確認で1分程度操作する時間が、滞納システムで完結できれば、確認時間は不要となる。</p>		反映する	●	【提案】分納取消、解除時、納通発行時、納通返戻時の自動登録を追加する。	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	提案の通りとする		
滞納	2.3.5.	交渉経過自動入力	<p>以下の場合、交渉経過に自動的に履歴として追加されること。それぞれ自動で追加されるかは、システム上で設定できること。</p> <p>収納システムで督促を発行した場合、滞納システムの交渉記録に自動で記録されること。</p> <p>納付書発行 照会文書発行（個別・一括） 催告書発行 督促書発行 分納登録時 納付受託時 処分権限作成時（差押、交付要求等） 処分権限作業作成時（執行停止、差押、延滞金減免） 時効更新、完成日の修正時 財産調査結果入力時 処分、処分権限の解除時 調定・収納履歴の修正・削除時</p>	<p>【自動作成される場合を追加】 （処分執行登録時「分納予約書提出有り」の登録時） 「執行停止決裁時」「執行停止取消決裁時」「不納欠損決裁時」を追加</p> <p>また、明細を選択している処理のときは、折衝記録に対象明細の一覧を表示。</p>	<p>市民の方を待たず、正しい情報を伝えることができるようになるため。</p>	<p>瞬時に正しい情報を取得し、業務時間短縮に寄与するため。</p>		反映する	●	4626	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	4626		
滞納	2.3.6.	納付約束情報管理	<p>約束情報として、誓約年月日、納付予定日、納付予定金額、差押予定日等を管理（参照、登録、修正、削除）できること。</p> <p>納付予定日、差押予定日を基に、担当スケジュールに自動で反映されること。</p>	<p>約束情報として、誓約年月日、納付予定日、納付予定金額、差押予定日等を管理（参照、登録、修正、削除）できること。</p> <p>納付予定日、差押予定日を基に、全体スケジュールのなかで担当者スケジュールにも自動で反映されること。</p>	<p>差押予定も基本スケジュールとして適用し、各部間の各担当者の予定も一括管理・確認できると効率化が上がる。</p>		反映する	●	【提案】職員間でスケジュールを共有できるよう追加する。（オプション）	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	提案の通りとする			
滞納	2.4.	分納処理	<p>口座情報が登録されている滞納者に対して分割納付書を作成するときに注意情報が表示される</p>		<p>分納と口座の重複を防止するため</p>		要検討	●	6215	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	6215			
滞納	2.4.1.	分納計画策定	<p>執行停止中の期別も分納計画に組み込めること。また、月に複数回分納設定できること。</p>	<p>国税徴収法 153条 基本通達 10</p>			反映する	●	【提案】執行停止中の期別も分納計画に組み込める。月々複数回分納設定できるよう、追加する。	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	<p>【確認】執行停止期別への納付は、過払納となるのか。（金構成員） 【提案】過払納とするかは自治体の自由である場合、以下を明記する。 ・執行停止期別に納付があった際、過払納扱いにできること。 分納対象明細に停止明細の選択有無等の機能が必要ではないか？ 【回答】「執行停止中の期別も分納計画に組み込める」という記載に修正する。</p>	●		
滞納	2.4.1.	分納計画策定	<p>分納対象期別を選択できること</p>		<p>滞納者からの分納要望に的確に対応するため</p>		反映する	●	【提案】2.4.5.に、分納対象期別の選択機能を追加する。	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	提案の通りとする			
滞納	2.4.1.	分納計画策定	<p>記載なし</p>	<p>（実装すべき機能） 特別月（分割納付する上で額以外の金額を収める月）の設定ができること。 複数金額の処理ができること。</p>	<p>月ごとに異なる分納金額に対応するため。</p>		反映する	●	【提案】複数金額の処理ができるよう、オプションで追加する。（分割回数を決めて計画を作成した場合、複数回に払うか、最終に払うか、の設定が可能となると想定）	<p>A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答</p>	<p>【確認】どの構成員のシステムにおいても、複数金額機能は搭載されているか（金構成員）</p>	●		



滞納	2.4.1.	分納計画策定	分納納付情報（受付年月日、監約有無、監約年月日（毎月/毎月）、支払い方法、分割回数、納付金額、開始年月日、終了年月日、取消年月日、分割納付取消理由）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 分納期別の優先順位を任意に設定できること。 分納計画策定時、分納期別の特効が更新されること。 本税のみまたは、延滞金の場合でも分納計画が設定できること。 分納計画の納付日に応じて自動計算された延滞金で、分納計画が策定されること。 監約年月日を基に、担当者スケジュールに自動で反映されること。	分納納付情報（受付年月日、監約有無、監約年月日（毎月/毎月）、支払い方法、分割回数、納付金額、開始年月日、終了年月日、取消年月日、分割納付取消理由）の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 分納期別の優先順位を任意に設定できること。 監約書提出時、監約日にて分納期別の特効が更新されること。 本税のみまたは、延滞金の場合でも分納計画が設定できること。 分納計画の納付日に応じて自動計算された延滞金で、分納計画が策定されること。 監約年月日を基に、担当者スケジュールに自動で反映されること。	加算される延滞金を予め示すことで、完納後に延滞金の納付書を送付した際、市民の方の理解がしやすい。	運行作業にならないようにするため。 また、予め、加算される延滞金を示すことで、完納後に延滞金の納付書を送付した際、市民の方の理解がしやすい。	分納計画を前倒して納付した場合に運行が発生するようケースを避け、分納完納後に実際に加算された延滞金を正確に請求するため。		6985	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6985		
滞納	2.4.11.	分納計画シミュレーション	（計画策定までの交渉材料で使用する想定であれば）2.4.14記載の計画書がシミュレーション分として発行できること。	（計画策定までの交渉材料で使用する想定であれば）2.4.14記載の計画書がシミュレーション分として発行できること。	交渉における市長の納税計画の判断材料として活用可能なため。			担当職員との計画ごとのため。		反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.4.11.	分納計画シミュレーション	分納の計画策定における延滞金計算について、シミュレーションができること。	分納の計画策定における延滞金計算について、シミュレーションができること。 シミュレーション結果を積算で出力できること。	納付計画について住民に検討してもらうための資料を提供してもらうため				3807	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3807		
滞納	2.4.14.	分納監約情報管理	最終日を過ぎた分納、一定回数または金額が不履行となった分納、完納した分納について一括で削除できること。	最終日を過ぎた分納、一定回数または金額が不履行となった分納、完納した分納について一括で削除できること。	誤った報告がなくなる。	分納取消を履行された案件ごとに管理し、分納取消を行うと時期が分かるため。 1件1分で200件確認するだけで約3時間要するが自動取消の場合は確認作業が不要となる。				反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	I回答：取消及び削除というのは、どういう意図なのか不明。約束の履行・不履行となったこと今後の折衝材料となることから分納計画が取消や完了となっても分納計画自体は、記録として残しておくたい。 【回答】以下の定義としている 分納計画の取消→分納計画を終了させるが、データそのものは残る 分納計画の削除→分納計画のデータそのものを削除 【提案】2.4.21.の「削除」→「取消」に修正する。	●	
滞納	2.4.14.	分納監約情報管理	未納明細から選択式で設定したのち、各期別金額が修正できること。	未納明細から選択式で設定したのち、各期別金額が修正できること。	市民の方を持たせず、正しい情報を伝えることができるようするため。 また、納付機会を逸しないため。	取立分等にかかる取納未反映のタイミングでの納付相談等対応の際、手計算に係る時間を削減し、業務時間短縮に寄与するため。			4621	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4621		
滞納	2.4.14.	分納監約情報管理	平成29年度以降の税情報の場合、分納中に加算される延滞金の計算内容が分納詳細画面から参照できること。	平成29年度以降の税情報の場合、分納中に加算される延滞金の計算内容が分納詳細画面から参照できること。	市民の方を持たせず、正しい情報を伝えることができるようするため。	手計算に係る時間を削減し、業務時間短縮に寄与するため。	平成28年度以前の明細については、正確な納付日を把握しておらず、正確な延滞金計算が出来ないため、課税年度（H28年度以前）がH29年度以降（以降）によって異なる運用をしている。			反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.4.14.	分納監約情報管理	分納受付者で、口座振替登録を行っている対象者であった場合、アラート等注意喚起されること。また、口座振替スリップのためのアラートが出力できること。	分納受付者で、口座振替登録を行っている対象者であった場合、アラート等注意喚起されること。また、口座振替スリップのためのアラートが出力できること。	市民の方の希望された分納ではなく、当初納通の金額で口座振替されることを防ぐため。	納時に正しい情報を取引し、人為的ミスや削減し、業務時間短縮に寄与するため。			16215	要検討	●	A回答 B回答 C回答 アラートがあったほうが好ましい。 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	16215		
滞納	2.4.15.	分納監約情報管理	分納納付に関しては、監約（納付監約、債務承認）と分納計画作成を一連の流れで実施できること。 なお、分納計画を履行した場合、時効予定日を経過したものが取納予定となった場合には、事前に警告を出すこと（計画通りに納付した場合に取納できない期別が発生することを防ぐため）	分納納付に関しては、監約（納付監約、債務承認）と分納計画作成を一連の流れで実施できること。 なお、分納計画を履行した場合、時効予定日を経過したものが取納予定となった場合には、事前に警告を出すこと（計画通りに納付した場合に取納できない期別が発生することを防ぐため）			分納を履行しているにもかかわらず、時効別来により取納できない期別が発生した場合に適切に取納を行うため。				反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	I回答：含まれないではなく、警告などミスをおさずようなレベルでよいのではないが。 【確認】分納計画上、時効期別となりうる計画を避けるため、どのような機能が実装されているか。（全権職員）	●

滞納	2.4.19.	分納履行状況管理	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 日次で、納付計画額と実際の入金額を比較し、履行状況を把握できること。 また、履行状況は自動で反映・更新されること。	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、印刷済の納付書が把握できること。 また、履行状況を把握できること。 送付済みの分納納付書を使い終わった滞納者を一覧抽出できること。				一度にすべての納付書を交付しない運用を行う場合があるため。	反映する	●	【提案】納付書出力した印を把握できるよう、記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.4.19.	分納履行状況管理	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 日次で、納付計画額と実際の入金額を比較し、履行状況を把握できること。 また、履行状況は自動で反映・更新されること。	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、印刷済の納付書が把握できること。 また、履行状況を把握できること。			一度に全ての納付書を渡さない運用があるため追加。	反映する	●	2228	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2228	
滞納	2.4.19.	分納履行状況管理	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 日次で、納付計画額と実際の入金額を比較し、履行状況を把握できること。 また、履行状況は自動で反映・更新されること。	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、印刷済の納付書が把握できること。 また、履行状況を把握できること。			一度に全ての納付書を渡さない運用があるため追加。	反映する	●	2228	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2228	
滞納	2.4.19.	分納履行状況管理	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 日次で、納付計画額と実際の入金額を比較し、履行状況を把握できること。 また、履行状況は自動で反映・更新されること。	分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、印刷済の納付書が把握できること。 また、履行状況を把握できること。			履行状況登録、修正、削除するようものではないため、「管理」できること、止するのが望ましいと考える。 履行状況の把握については、必ず「日次」である必要はなく、随時把握できればよいと考える。	反映する	●	【提案】履行状況の把握については、必ず「日次」である必要はないため、「日次」について削除する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.4.19.	分納履行状況管理	分納がすべて履行されると分納取消が自動で行われ、特記が入力されること。	分納がすべて履行されると分納取消が自動で行われ、特記が入力されること。	原欠催告がいなくなる。	分納取消を履行された案件ごとに管理し、分納取消を行うと期間がかかるため、1件1分で200件確認するだけで約3時間必要するが自動取消の確率は確認作業が不要となる。		反映する	●	【提案】分納計画が完了した分納納付情報は、自動で取消できるよう、オプションで記載する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 取消の想定を確認したい。	I回答：取消の想定を確認したい。 【回答】以下の記載としている 分納計画の取消→分納計画を終了させるが、データそのものは残る 分納計画の削除→分納計画のデータそのものを削除	
滞納	2.4.22(2.1.8).	分納不履行管理	分納計画終了後も残額がある案件の管理が容易にできること（ex.「分納終了月」を選択し、かつ「未納有」のような抽出ができること）	分納計画終了後も残額がある案件の管理が容易にできること（ex.「分納終了月」を選択し、かつ「未納有」のような抽出ができること）		完納までの目通しが立たない場合に一時的に未納が残る計画を立てる案件が多く、計画終了後の催告抑制を容易に確認するため（関連：2.1.8滞納者抽出）。		反映する	●	【提案】分納計画が未納のまま終了/完了後にも滞納額が残存する対象者を抽出できるよう記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.4.22.	分納不履行管理	履行有無については発行した納付書毎に参照可能であること。	履行有無については発行した納付書毎に参照可能であること。			分納計画については同一の納付回数に複数枚の納付書を使用されるケースがあり、納付書毎に履行状況を参照できた方が実務に即していると考えられるため。	反映する	●	【提案】納付書ごとの履行有無が参照できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.4.25.	分納不履行管理	分納計画の納付日ごとに分割納付書を作成できること。	分納計画の納付日ごとに分割納付書を作成できること。		納付期限10日前に納付書を発行している。まとめて送ると納付忘れが多く、分納を管理する上でも毎回送付することに対応して欲しい。分納を行う方からも都度、納付書を送付して欲しいとの要望が多く、そのことに対応するため。		反映する	●	【提案】分割納付書を指定納期限ごとに個別または一括で出力できるよう、記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.4.25.	分納不履行管理	分納計画に基づいて分割納付書を作成できること。また、一度に指定した回数分の分割納付書を作成できること。	分納計画に基づいて分割納付書を作成できること。また、一度に指定した回数分の分割納付書を作成できること。また、契約から、また、契約内容を伴わない分割納付書作成ができること。作成時、個別、納期限等でシートをすることができると。		現行システムで実現しているため。機能減に伴い、事務の負担が増大する。		反映する	●	【提案】2.4.1.1.に、分納期別は、期別や納期限でのシート機能を有するよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.4.25.	分納不履行管理	分納計画に基づいて分割納付書を作成できること。また、一度に指定した回数分の分割納付書を作成できること。	分納計画に基づいて分割納付書を作成できること。また、一度に指定した回数分の分割納付書を作成できること。 (範囲指定も可能) こと。	同上					2955	●	反映する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2955	
滞納	2.4.27.	分納不履行管理	印刷する納付書について、納付場所（コンビニ、銀行、ゆうちょ等）が指定する様式を選択できること。	印刷する納付書について、収納管理システム6.1で規定する様式にて発行できること。	住民税特別徴収、法人住民税以外についてはずべて統一された納付書をベースとしていただきたい。					【提案】分納納付書の様式は、収納管理システム6.1シリーズの仕様と同一であるよう追加する。	●	反映する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.4.27.	分納不履行管理	印刷する納付書について、納付場所（コンビニ、銀行、ゆうちょ等）が指定する様式を選択できること。	印刷する納付書について、納付場所（コンビニ、銀行、ゆうちょ等）を指定する様式を選択できること。						誤記と思われるため。	●	反映する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2607	
滞納	2.4.27.	分納不履行管理		印刷する納付書について、複数の様式を選択できること。						納付場所を指定するというよりは、納付書種別を選択できるとははつが、実際の運用にあってはいるため。	●	反映する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2607	
滞納	2.4.28.	分納不履行管理	不履行者に対して（分納）催告書を一括出力できること。	不履行者に対して（分納）催告書を個別に一括出力できること。						分割納付は契約日が違うこともあり、個別な対応も必要であるが。	●	反映する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.4.28.	分納不履行管理	不履行者に対して（分納）催告書を出力できること。	不履行者に対して（分納）催告書を出力できること。						不履行者に対して無条件に催告書を送付するのではなく、2.4.22.に記載の不履行者の一覧を確認した上で、要否を判断すべきと考える。よって「一括」は不要と思われる。	●	反映する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5813	
滞納	2.4.28.	分納不履行管理	不履行者に対して（分納）催告書を一括出力できること。	抽出結果一覧画面から対象者を全選択、または複数選択して、指定期日及び発送日を入力し、不履行者に対して分納催告に係る帳票を一括出力できること。 また、分納中と分納終了分で帳票の文書を変更すること。	納付し忘れの方に対して、適切なタイミングで、納付を促すため。	手処理に係る時間を削減し、業務時間短縮に寄与するため。	適正な分納履行監視のため。				●	反映する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5813	
滞納	2.4.30.	分納用口座管理	(実装すべき機能) (なし)	(実装すべき機能) 口座振替可能な金融機関一覧（全銀協金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、登録日、廃止日）を参照し登録できること。 口座名義人カナ氏名において全銀協の文字制限に従い入力エラー表示できること。 分割口座振替用納付書を作成できること。						金融機関との口座振替依頼データ交換は定期口座振替のみ実施している。 分割納付や例外的に定期的以外の振替日に口座振替を実施する場合は、口座振替用納付書を金融機関に送付し、口座振替を依頼している。	●	要検討	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.4.30.	分納用口座管理		分納分について口座振替データを作成できること。	分納納付が口座振替できる。					分納納付が口座振替できる。	●	要検討	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.4.30.	分納用口座管理	実装しなくても良い機能	分納口座の登録ができ、金融機関向けの口座依頼書（紙orデータ）の作成が可能なこと。	分納口座を行っている自治体も多く、オプション機能として残しておくべき。		反映する	●	【提案】口座振替依頼書を作成できるよう追加する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.4.4.	分納計画策定	延滞金が発生している場合には、本税と延滞金を併せた分納、本税額のみ分納、どちらにも対応できること。	延滞金が発生している場合には、本税と延滞金を併せた分納、本税額のみ分納、どちらにも対応できること。 また、確定延滞金は含めるが、未確定延滞金は含めない分納作成ができること。		延滞金の累積により、差額の延滞金が生じるため	反映する	●	【提案】以下の5パターンを充足するため、「延滞金が発生している場合には、本税と延滞金を併せた分納、本税額のみ分納、どちらにも対応できること。」を、「本税に未確定延滞金、確定延滞金を含めた」/含めない分納作成ができること。に修正する。 ①本税のみ ②本税+延滞金 ③本税+延滞金+確定延滞金 ④本税+確定延滞金 ⑤確定延滞金 ※督促手数料はオプション	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.4.5.	分納計画策定		分納計画策定当日の入金額を含めて分納計画を策定できること。 徴収を初回に設定、最終回に設定、初回に組み入れ、最終回に組み入れのどれかに設定できること。	なし	滞納者のニーズに応じた分納計画を策定するため	反映する	●	2841	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2841
滞納	2.4.7.	分納計画策定		回数や金額などにより、納期限を一括で設定できると、設定した回数毎の納期限を個別に変更可能なこと。 個別的分納ごとに、土日祝日も考慮すること。		分納を組む際、回数や金額などにより各回の納期限は設定されることであり、「任意の納期限を一括で設定」ということは運用としてはありえないと思われる。 各回の納期限は土日祝日も考慮する必要があるため、「実装すべき機能」として切望には必要ないとする。 祝日設定については分納に特化したものではなく、システム全体として考えるべきであり、分納の要件からは外すのがよいと思われる。	反映する	●	【提案】分納約束・納付約束・滞り制度の期間等、指定納期が発生する場合、土日祝日も考慮し、自動的に翌期日を設定されるよう、6.シリーズで対応する。それにあたり、2.4.7.1個別的分納ごとに、土日祝日も考慮する（自動的/翌期日/翌期日を設定される）か、考慮しないかを選択できること。を削除する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.5.	徴収（換値）滞りの管理	記載なし	【実装すべき機能】 別名義の同一人について関連付けをし、入力等の手続を一体化して行うことができること。		滞り対象者の管理で必要のため	反映する	●	【提案】名寄せした対象者は、滞り明細も同名での期間をまとめて出力できること。滞り処分、執行停止、滞り、分割納付等、期別を任意に選択する機能について、同様にもとめ出力されるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.5.	徴収（換値）滞りの管理	記載なし	【実装すべき機能】 滞りの種別ごとに対象者を抽出できること。（徴収滞り、換値滞り） また、滞り対象者で、かつ滞り不届行者についても対象者を抽出できること。		滞り対象者の管理で必要のため	反映する	●	【提案】2.1.8.に滞りの種類を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.5.1.	徴収（換値）滞りの管理		期別を選択できること	納付義務者からの要望に的確に応じるため		反映する	●	【提案】期別ごとに管理できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.5.1.	徴収（換値）滞りの管理	記載なし	【実装すべき機能】 申請による滞りの場合、「受理日」を入力できること。		受理日を管理するため(地方税法第15条第2項該当による徴収滞りまたは申請による換値の滞りの場合、期限内の提出を要するため)。	反映する	●	【事務局】受理日ごとの項目にあたるか不明という意見があるため、備考に追記した。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.5.1.	徴収（換値）滞りの管理	【滞りに係る登録情報】 滞り区分（当初、延長） 申請年月日 許可区分 不許可理由 決定年月日 開始年月日 終了年月日 決議年月日 滞り理由 延滞金の利率 取消起算年月日 取消決議年月日 取消理由 担保の設定 起算日 文書番号	【滞りに係る登録情報】 滞り区分（当初、延長） 申請年月日 許可区分 不許可理由 決定年月日 開始年月日 終了年月日 決議年月日 滞り理由 延滞金の利率 取消起算年月日 取消決議年月日 取消理由 担保の設定 起算日 文書番号	地方税法 第15条の9（抜粋） その滞り又は停止した地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の滞り又は執行の停止をした期間に 対応する部分の金額に相当する金額又は当該事業の廃止等による徴収の滞り若しくは 換値による換値の滞り若しくは申請による換 値の滞りをした期間(延滞金が年十四・六 パーセントの割合により計算される期間に限 る。)に対応する部分の金額の二分之一に相 当する金額は、免除する。	延滞金の減免を行う場合は、計算後の延滞金額を減免するのであり、延滞金の利率を減すことはないため ※延滞金額を減免した場合と延滞金の利率を減した場合は計算結果が異なるため、納税者不利となる。 延滞金の利率が「滞り特別基準割合」であれば、延滞金減免率を追加する必要がある。	反映する	●	【提案】滞り時の延滞金利率は滞り特別基準割合で対応するため、記載を「滞り特別基準割合に基づいた延滞金の計算ができること。」に修正。また、換値滞りに限らないため、「換値」を削除した。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする

滞納	2.5.1.	徴収(換 値) 滞予の管 理		滞予する期別が選択できること		申請に基づいた滞予を実行するため。				反映する	●	2121	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2121	
滞納	2.5.1.	徴収(換 値) 滞予の管 理		滞予情報が収納管理システムに連携されること。	地方税法で延滞金計算にかかわるため。					反映する	●	【提案】6.2.1.1.c. 収納側の延滞金計算や督促に影響するため、滞予情報を収納システムに連携する機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	虚数との連りとする	
滞納	2.5.1.	徴収(換 値) 滞予の管 理	徴収(換値) 滞予、滞予の期別延長について管理(参照、登録、修正、削除)できること。 【滞予に係る登録情報】 滞予区分(当初、延長) 申請年月日 許可区分 不許可理由 決定年月日 開始年月日 終了年月日 決議年月日 滞予理由 延滞金の利率 取消起案年月日 取消決議年月日 取消理由 担保の設定 起案日 文書番号	徴収(換値) 滞予、滞予の期別延長について管理(参照、登録、修正、削除)できること。 滞予開始年月日終了年月日は期別毎に設定できること。 【滞予に係る登録情報】 滞予区分(当初、延長) 申請年月日 許可区分 不許可理由 決定年月日 開始年月日 終了年月日 決議年月日 取消理由 延滞金の利率 取消起案年月日 取消決議年月日 取消理由 担保の設定 起案日 文書番号		既存システムでは滞予申請1件に対し、滞予開始年月日終了年月日が1件しか設定できず、複数期別の申請がある場合複数滞予入力できれば事務量が軽減する。(1,000件×5分=5,000分)				反映する	●	2121	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2121	
滞納	2.5.2.	徴収(換 値) 滞予の管 理	徴収(換値) 滞予を設定した場合には、分納計画を連動して作成できること。 抽出結果を紙・CSVでリスト出力できること。 口座振替を設定している場合、警告メッセージなどを表示すること。	徴収(換値) 滞予を設定した場合には、分納計画を連動して作成できること。 抽出結果を紙・CSVでリスト出力できること。 口座振替を設定している場合、警告メッセージなどを表示すること。		分納を拒む際は、基本的に口座振替停止が必須であるため。			要検討	●	【確認】分納している場合、新規課税分の口座振替は行われることはない認識です。 【確認】口座振替中の税目が分納期別に含まれている場合、警告メッセージが表示されるか、収納側で口座振替の停止・取消処理しないと分納計画予定できないようにするか、検討。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	●	■口座振替を設定している場合、分納を行う B回答：新規課税分の口座振替は行う。(分納は滞納分に対して計画し、新規課税分については自主納付を促すため) 口座振替中の税目が、分納及び徴収滞予に含まれる場合、警告メッセージが表示されることは望ましい。 J回答：当市では、確かに事例は多くないが、相談の中で新規課税分の口座振替と分納が並行する場合もある。収納側の口座振替停止は別担当者が行っているため、即時対応できない可能性があり、分納計画策定できないと納税相談に支障が出る可能性がある。 C回答：本市では分納中の場合、新規課税分は個別に停止処理しない限り口座振替される仕様。 E回答：分納者を口座振替対象から除外するしない自治体によって判断が分かれると推察する。口座振替データ作成の際、除外条件を任意で設定出来るようにすべきであると考えられるが収納側の機能要件で定義すべき。当市では分納計画に組み込まれている明細のみ口座振替対象から除外している。口座振替用データ作成の際、当該明細に分納フラグがあるものは除外対象。 ■口座振替を設定している場合、分納を行わない A回答：新規課税分に対しては、実態しない認識です。 【確認】口座振替している場合、分納納付をしないのが、再度確認。	
滞納	2.5.2.	徴収(換 値) 滞予の管 理	徴収(換値) 滞予を設定した場合には、分納計画を連動して作成できること。抽出結果を紙・CSVでリスト出力できること。徴収滞予を設定した場合、収納システムと連携して督促状の発行を停止できること。	徴収(換値) 滞予を設定した場合には、分納計画を連動して作成できること。抽出結果を紙・CSVでリスト出力できること。徴収滞予を設定した場合、収納システムと連携して督促状の発行を停止できること。	地方税法第15条の2の3第1項、及び同第329条第2項により、徴収滞予を許可した場合督促をすることができないため。	滞納システムと収納システムそれぞれのシステム入力・連絡および確認・督促状発行停止に係る20名の作業を延々40時間削減出来るため。	別府市総合計画が目指す「市民に信頼される効率的で持続可能な質の高い行政経営の実現」を実現する上で、効率性を高めつつ信頼されるため。	現在連携がシステムで行っており、担当者の連絡および確認・督促状発行停止の作業は実施する上で、効率性を高めつつ信頼されるため。送達した事例が件発生したため。	反映する	●	6750	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6750		
滞納	2.5.6.	徴収滞予処 理		徴収滞予処理において、コロナ等の感染症、災害を見越した徴収滞予申請、許可処理を設ける。	コロナ等によって申告の延長などの法的措置が取られた場合、それに連動する滞予システム構築することが必要である。				反映する	●	4633	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4633		
滞納	2.6.1.	納付受託情 報管理	証券情報(証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日)	証券情報(証券種類、証券番号、… ※証券種類(小切手、約束手形、為替手形)		小切手、約束手形、為替手形等での納付があるため			反映する	●	【提案】証券種類について、備考欄に記載する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答	2.6.4.で納付又は納入すべき日から納付又は納入があった日に係る延滞金は、免除を選択できること、とありますが、この機能を充足するためには、差押等と同様に延滞金を計算する日を特別に設定し、滞納から収納にデータ連携する必要があります。	H回答：2.6.4.で納付又は納入すべき日から納付又は納入があった日に係る延滞金は、免除を選択できること、とありますが、この機能を充足するためには、差押等と同様に延滞金を計算する日を特別に設定し、滞納から収納にデータ連携する必要があります。	

滞納	2.6.1.	納付受託情報管理	納付受託情報（受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由）、証券情報（証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	納付受託情報（受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由）、証券情報（証券の種類、証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	地方税法施行規則第1条の6	地方税法第16条の2第2項において、納付又は納入の委託を受けた場合は、総務令で定める様式による納付受託証書を交付することにより、省令に準拠した様式の受託証書を交付することで住民サービスが向上する。	省令に準拠しない様式の受託証書を交付する場合、適正な事務の執行が図れないため、職員が手作業で作成する手間が生じる。	特になし	証券には「小切手」や「約束手形」等があり、その種類も納付受託情報として必要である為。	反映する	●	4447	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4447	
滞納	2.6.1.	納付受託情報管理	納付受託情報（受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由）、証券情報（証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	納付受託情報（受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由）、証券情報（証券の種類、証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	地方税法第16条の2第2項において、納付又は納入の委託を受けた場合は、総務令で定める様式による納付受託証書を交付することにより、省令に準拠した様式の受託証書を交付することで住民サービスが向上する。	省令に準拠しない様式の受託証書を交付する場合、適正な事務の執行が図れないため、職員が手作業で作成する手間が生じる。	特になし	証券には「小切手」や「約束手形」等があり、その種類も納付受託情報として必要である為。	反映する	●	4447	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4447		
滞納	2.6.1.	納付受託処理	納付受託情報（受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由）、証券情報（証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	管理できる証券情報に、証券種類、分納番号、担当者を追加。	市民の方を待たせず、受託情報管理に必要な情報を共有するため。	手処理に係る時間を削減し、業務時間短縮に寄与するため。				反映する	●	4447	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4447	
滞納	2.7.1.	実態調査書作成		調査書に一連番号が記載されること。		事務作業削減のため。 移行、職員が手作業にて調査書一枚ずつオンラインログインのスタッフで押印（理由は右記の通り）。			一括調査の場合に、調査書へのナンバリングを要求している自治体があるため。	反映する	●	【提案】2.7.8.で、照会文書に番号付番を求める外部機関がある認識のため、照会番号を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.1.	実態調査書作成		調査書の滞納者の住所、氏名を任意に変更できること。 複数の住所地や旧姓を入力できること。	正確な調査や調査期間の短縮が図られることにより、結果、迅速な納税相談等が可能となり、住民サービスの向上につながる。	他機関に照会を行うときには、氏名や住所が一致しなければ回答を得られないが、転出や転入の際に変更が多々あるため、任意での入力も必要がある。	ゆづり銀行など住所が一致しないも回答を得られない金融機関があり、住所地を転々としている滞納者を調査する場合は多数の住所入力が必要となる。		【提案】2.7.3.で、宛名、氏名の変更機能を追加する。	反映する	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.10.	回答情報の管理		給与、年金等の継続収入の債権について、差押可能額が自動で計算できること。また、計算結果を出力できること。		調査結果を入力するだけで、可能額が計算できるので、計算ミスを防ぐことができる。また、計算結果を出力できること。			差押記録時に必ず出力しているため、（せとらちろ市自治体クラウド参加市である松山市・倉敷市についても、当該機能は必要であるとの共通認識で一致している。）	反映する	●	【提案】生計同一親族数を任意に入力できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.10.	財産調査処理		給与、年金等の継続収入の債権については、調査結果より差押可能額が自動で計算できること。支払先が2か所以上の場合でも自動で計算できること。 また、計算結果を出力できること。		手処理に係る時間を削減し、業務時間短縮に寄与するため。				反映する	●	【提案】支払先が2か所以上の場合でも自動で計算できるよう追加する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.11.	財産調査処理		財産調査の結果で差押可能な財産として登録したものを後日抽出できること。		財産調査の結果が判明した時点では、ちょうど分割納付の約束等があり差押を行わない等の場合がある。 調査記録をいり入力できても、後日滞納者の抽出で財産調査状況（財産有無等）と照合できなければ入庫している少額滞納者のうち差押可能な事案を特定することは難しく困難である。 滞納者リストで抽出した者の財産調査状況を一言ずつ目録するのでは、数千件の少額滞納者につき滞納処分を進めることができない。				反映する	●	【提案】2.7.9.に、差押可能フラグを立てられる機能を追加し、フラグをもとに抽出できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.2.	各種調査書等作成		各種財産（預貯金、保険、給与・賞与、売却債権、年金債権、払出金等）の調査書（または照会書）及び個別に作成できること。調査先ごとにマスク登録され、選択し、依頼文を作成できること。	各種財産（預貯金、保険、給与・賞与、売却債権、年金債権、払出金等）の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。調査先ごとにマスク登録され、選択し、依頼文を作成できること。				統一様式は全ての照会を網羅していないため、統一様式以外の内容を追加。	反映する	●	【提案】地方税務協会以外の様式もあるため、「等」の記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.7.2.	各種調査書等作成	各種財産の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。	各種財産（預貯金、保険、給与・賞与、売却債権、年金債権、払出金等）の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。または、NTTdataの預貯金データ照会ができること。調査先ごとにマス登録され、選択し、依頼文を作成できること。（金融機関マスターより更新できること）				統一様式は全ての照会を網羅していないため、統一様式以外の内容を追記。	反映する	●	2243	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2243	
滞納	2.7.2.	各種調査書等作成	各種財産の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。	各種財産（預貯金、保険、給与・賞与、売却債権、年金債権、払出金等）の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。調査先ごとにマス登録され、選択し、依頼文を作成できること。			統一様式は全ての照会を網羅していないため、統一様式以外の内容を追記。	反映する	●	2243	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2243		
滞納	2.7.2.	各種調査書等作成	各種財産の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。	統一様式以外にも追加作成できること。			財産の種類や調査したい内容によって新たな様式を作成したいため。	反映する	●	2243	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2243		
滞納	2.7.2.	各種調査書等作成	滞納者を特定するため、なるべく多くの住所を調査文書に印字できること。 調査文書に外国人滞納者の氏名を印字する際に、本名、通称名、併記名、別名用名を複数または複数選択して印字できること。 文字数の多い氏名（特に外国人の氏名）をすべて表示・印字することが可能なこと。 定期的に調査を実施する照会先について照会先グループ登録ができ、照会者検索時にグループ毎に一括呼び出し、照会先設定が可能なこと。 区長名、職務代理者名等の調査依頼者の公印を登録でき、選択して印字できること。 調査文書について、一部電子公印では調査に不十分な調査先があるため、紙票によって電子公印を使用するかしないかを選択できるようにすること。			銀行一括調査を行う際に、把握している滞納者の住所をすべて入力することで、口座を特定しやすくなる狙いがあります。 外国人の方の氏名をなるべく特定しやすいように調査文書に記載したいと考えています。 外国人の方の氏名は長く40文字を超えます。なるべくすべて表示・印字できるようにしたいと考えています。	反映する	●	【提案】定期的に調査を実施する照会先を一括して照会できるように、照会先をグループで登録し、グループの照会先すべてを一括して照会文書を出力できるように追加する。（オプション）	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする			
滞納	2.7.2.	各種調査書等作成	各種財産の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。調査先ごとにマス登録され、選択し、依頼文を作成できること。	各種財産（預貯金、保険、給与・賞与、売却債権、年金債権、払出金等）の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。調査先ごとにマス登録され、選択し、依頼文を作成できること。		・金融機関への預金調査では届出住所と住民記録上の住所と異なる場合に「該当なし」で回答されてしまうケースが多いので住民異動履歴の印字をして運用していることから必須。 ・改姓についても上記と同様の理由から必須。	統一様式は全ての照会を網羅していないため、統一様式以外の内容を追記。	反映する	●	2243	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2243		
滞納	2.7.2.	財産調査処理		税務署に対する生保控除照会（一括）は次の条件で滞納者を抽出する。 ・同等かの滞納理由がある ・今年度の市県民税における課税理由（当初もしくは最近）が確定申告で、生命保険料控除がある ・昨年度の市県民税が特徴のみものは除く。 ・昨年度（H30年度）の市県民税が差額徴収のものは除く。		様々な財産調査を実施するにあたり、システム管理で一括処理することで、業務時間短縮に寄与するため。	反映する	●	【提案】2.7.1./2.7.2.に、一括出力について、2.1.8.の抽出結果を基に調査可能となるよう、備考欄に追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする			
滞納	2.7.2.	財産調査処理		実態調査対象者の住民票登録地が特定の市町村の場合（例：神戸市、大阪市等）は、住民票照会をまとめて出力できること。		様々な財産調査を実施するにあたり、システム管理で一括処理することで、業務時間短縮に寄与するため。	反映する	●	6540	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6540			
滞納	2.7.3.	調査書類等作成	照会文書、回答書の文面を自由に編集でき、編集後の文書を別文書として保存できること。	照会文書、回答書の文面を自由に編集でき、編集後の文書を別文書として保存できること。		職員業務量の軽減	反映する	●	【提案】タイトル、調査内容を自由に作成できる、フリーの調査書を作成できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする			

滞納	2.7.3.	各種調査書等作成	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。 新たな種類の照会文書を追加できること。				照会文書種類は社会情勢等により追加される事があるため、システムに可変要素を求める。	反映する	●	60	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	60	
滞納	2.7.3.	各種調査書等作成	記載なし	(実装すべき機能) 編集した文書を、マスクに登録できること。			同一文面の場合、毎回編集する手間を省くため。	反映する	●	60	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	60		
滞納	2.7.3.	各種調査書等作成	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。 新たな種類の照会文書を追加できること。				預金照会はデータ照会を社会情勢等によりできるように考慮するほうが良いと思います。	反映する	●	60	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	60	
滞納	2.7.3.	各種調査書等作成	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。 新たな種類の照会文書を追加できること。				照会文書種類は社会情勢等により追加される事があるため、システムに可変要素を求める。	反映する	●	60	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	60	
滞納	2.7.3.	各種調査書等作成	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。 なお、統一様式に関しては、決まっている文言は編集できないこと。				統一様式の文言は変えてはならないとされているため。	反映する	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.3.	各種調査書等作成	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。	一人の滞納者の調査住所について、複数(最新住所、過去の履歴、居所等)で照会書が作成できること。また任意で編集が可能なこと。			(右記状況に限り) 担当による別途住所記載の業務が軽減可能なため。	特定の照会対象機関では住所が一致していない場合、回答不可になるため(現住所のみの調査しかできない場合は、業務に支障あり)。	反映する	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.3.	各種調査書等作成	照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。	照会文書・回答文書の文面(住所等)を、自由に編集できること。			照会先の希望に合わせて、郵便番号等の情報を追加で記載することがあるため。		反映する	●	4769	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4769	
滞納	2.7.3.	各種調査書等作成		臨店差押用に調査文書の首長名を担当徴税委員の氏名に変更できること。 実態調査の回答に首徴特徴の併徴の方の情報が入り表示されること。			臨店差押を行う際に、通常は首長名が記載されている欄に担当徴税委員の氏名を記載することになるため必要です。		反映する	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.7.4.	各種調査書等作成	金融機関への照会について、電子ファイルでの抽出ができること。 また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。	金融機関への照会について、電子ファイルでの抽出ができること。照会したことがオンラインで容易に確認できること。 また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。 契約相手方(調査代行業者、金融機関等)とのインターフェース調整ができること。			照会済であることを容易に確認できない場合、確認に時間を要するだけでなく、二重に照会してしまう可能性があるため	契約相手方とインターフェース調整を行う場合があるため	反映する	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.7.4.	各種調査書等作成		金融機関の回答データを電子データで出力できること。				口座残高や取引履歴をエクセル等で分析し滞納区分に利用するため。	反映する	●	【提案】分析に用いるため、回答データはCSV出力できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.7.4.	各種調査書等作成		金融機関への照会について電子ファイルで抽出した際、各金融機関ごとの照会フォーマットに変換することができる。				現在、各銀行へ預貯金調査の照会をかける際、システムから抽出したデータを、エクセルのマクロ機能を利用して各金融機関のフォーマットへ転記したデータを提出し、照会を行っているが、システムで一括で行うことができれば、2時間ほどで終了すると思われるため。	反映する	●	4635	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4635
滞納	2.7.6.	回答書作成	【実装すべき機能】 各調査書・照会書・申請書を作成した際の宛先を印刷した、回答書を作成できること。	【実装すべき機能】 各調査書・照会書・申請書を作成した際の宛先を印刷した、回答書を作成できること。 照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。 C S Vと P D F出力ができること。				回答書の編集が必要で、データ保存をしたいため	反映する	●	【提案】照会対象者データはCSV出力できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.7.7.	回答書作成	回答書を自動で作成できること。	回答書を作成できること。				「自動」の意味が解らないため。 回答項目にはシステム化されていない項目が混在している事例も多く、当自治体では滞納管理システムに保持する事項だけを回答書に印刷し、不足箇所は手書き等で補記する運用としている。「自動」という語句の意味が手書き補記を不要とするという意味ならば、各種の膨大な量のデータシステム化（画像データからの文字起こし、他業務画面を見る代りにデータ連携、等）が必要と思われる、過剰な機能であるため。	反映する	●	【提案】自動で作成できる項目、できない項目が考えられる（絵文字、画像データからの文字起こし）ため、記載を自動化する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.7.9.	回答情報の管理	各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 財産は債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替社債等その他の大区分と詳細（例：債権の場合 預貯金、給与、保険等）の管理ができること。	各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 一括照会の回答に関しては、個別画面を展開しなくても一括で回答登録できること。 財産は債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替社債等その他の大区分と詳細（例：債権の場合 預貯金、給与、保険等）の管理ができること。				一括照会回答を特定の担当者が回答登録する運用があるため、機能対応を求める。	反映する	●	【提案】一括で回答情報を管理できるような機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.7.9.	回答情報の管理		回答先を登録する場合、全国自治体マスター及び金融機関マスターから選択できること。				回答先を入力するときは、手入力ではなくマスターから選択することで入力ミスや業務の効率化につながるため。	反映する	●	【提案】回答先を登録する際、マスターから選択できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.1.	財産・権利者情報管理	なし	第三債務者のうち、預貯金については、「金融機関マスターデータを活用したテーブル管理を行い、本店だけでなく支店や事務センター単位で情報登録を行えるものとする。また、本店や支店の所在地等の情報もデータ管理を行えること。				事務における入力ミスなどを減らすことができるため。	反映する	●	【提案】預貯金の権利者情報は金融機関マスターの情報を活用できると思われるため、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.1.	財産・権利者情報管理		参加差押受理状況を管理できること。				差押執行機関として、適切な管理ができるようにするため。	反映する	●	【提案】後発の執行機関について管理できればよいため、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.1.	財産・権利者情報管理	仕簿からは各部署共通での情報登録が可能なのか、また財産一覧画面で財産情報を共有可能なかの判断できない。	財産情報について、各部署共通での情報登録を可能とし、財産一覧画面で財産情報を共有可能とする。				他部署で調査した財産情報を参照することで、事務効率化が図れる。（例、他部署で既に財産調査等をしている場合に自所属の部署で二重に調査するなどの無駄が削減できる。）	反映する	●	2586	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2586

滞納	2.8.10.	配当計算書作成・管理	差押範囲をもとに、配当計算書（国税通則法49条に記載事項が明記）を作成し、出力できること。 また、配当処分のもととなる滞納処分の内容を入力できること。	配当処分のもととなる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。	滞納処分情報が自動で入力されることで、入力の手間を省くことができ、誤入力のリスクを低減させることができるため。		要検討	●	【提案】配当計算に記載される滞納処分の内容は、滞納処分情報と同一のものが自動入力される仕様が一般的と思われるため、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.8.10.	配当計算書作成・管理		・配当手続きの中で、延滞金の計算の終期の日を入力し、それに基づき延滞金が計算されるようにすること。	配当手続きをシステム上で行ったうえで、別途、延滞金を計算し確定させる事務が不要となる場合は、1月の事務に要する時間が約1/30時間程度低減されるため。		反映する	●	【提案】配当時の延滞金額について、延滞金計算日を任意に設定できるように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案のとおりとする。	
滞納	2.8.10.	配当計算書作成・管理	差押財産の換価から配当計算書を発する期日から7日を経過した日が休日等の場合は、その休日等を換価代金等の交付期日として選択できないようにする（または注釈を促すポップアップが表示される）こと。	国税徴収法第131条の規定より、換価した日から5日以内に配当計算書を読み上げなければならないため、発する期日がカレンダーで表示されること、より適切な送付管理が期待できるため。また、同法第132条第2項の規定より、換価代金等の交付期日が休日等に当たった場合でも交付期日が延長できないため。			反映する	●	【提案】配当計算書を発した日から7日を経過した日が休日等の場合、換価代金の交付期日として選択できないように追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.8.10.	配当計算書作成・管理	配当計算書の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 差押範囲をもとに、配当計算書（国税通則法49条に記載事項が明記）を作成し、出力できること。 また、配当処分のもととなる滞納処分の内容を入力できること。 債権現在額、他機関の債権額、残余金の自動計算機能を自動計算できること。 差押財産の一部換価（預金の一部換価等）についても、配当計算書を作成できること。	特記事項として以下追加。 「債権債権の取立については、前回の配当計算書のデータを引用できること。ただし、市長が確認した債権額については、前回の取立額を反映した金額を表示すること。（手入力・修正も可とする） 配当計算書に対応した、整理票（非OCR納付書）の出力を可能とする。 ※納付日の項目を入力し、納付日印を印字できること ※取立金額に応じた非O C R納付書が作成できること ※マスクより登録した出納員を印字できること」	手処理に係る時間・ミス削減し、業務時間短縮に寄与するため。		反映する	●	【提案】継続債権の取り立てなど、一つの滞納処分に対し複数の配当計算書の作成ができる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【回答】複数というのは取立の都度配当計算書を作成することから複数という表現を使用しているという認識でよい。 【回答】と認識の通り	
滞納	2.8.10.	配当計算書作成・管理		滞納処分に関する配当金処理ができること。 充当順位は古い年度の本税優先で配当計算書を作成することを既定値とするが、修正も可とする。	手処理に係る時間・ミス削減し、業務時間短縮に寄与するため。		反映する	●	【提案】充当順位は、年度の古い順に優先的に充当されるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【回答】年度だけでなく、納期も判断すべき。また延滞金より本税を優先すべきと考えるため、デフォルト値としては本税未納のうち納期限が古いもの。 【提案】「年度の古い順」→「本税未納のうち納期限が古いもの」に修正する。	●
滞納	2.8.11.	配当計算書作成・管理	配当計算書作成上、競度が高い債権者、第三債務者（所在・名称）を、随時選択できること。	配当計算書作成は随分内容と同じため随分内容を利用して作成できること。 差押・参加差押・交付要求（破産・競売）	何度も同じことを入力しなくても、1処分に引用すればよくなると思います。		反映する	●	2397	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2397	
滞納	2.8.11.	配当計算書作成・管理	配当計算書作成上、競度が高い債権者、第三債務者（所在・名称）を、随時選択できること。	第三債務者については、選択ではなく差押登録時の情報を引用すること。	差押登録時の情報を引用することで、選択作業による操作時間の省略、選択ミスを防ぐため。		反映する	●	2397	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2397	
滞納	2.8.12.	滞納処分処理	滞込用の納付書は発行しなくてもいい想定	選択式にできる			反映する	●	【事務局】備考欄について、選択式だと明示するため、記載を修正した。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.8.12.	配当計算書作成・管理		充当先期別を自動・手動で選択できること。 また金額欄がいずれも手動で修正ができること。	充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できるように、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。		反映する	●	【提案】充当額は、手動で修正できるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	No7541のとおり	

滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当先期別を自動・手動で選択できること。 また金額欄はいつでも手動で修正ができること。			充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できることにより、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	1126	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1126	
滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当先期別を自動・手動で選択できること。 また金額欄はいつでも手動で修正ができること。			充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できることにより、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	1126	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1126	
滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当先期別を自動・手動で選択できること。 また金額欄はいつでも手動で修正ができること。			充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できることにより、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	1126	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1126	
滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当先期別を自動・手動で選択できること。 また金額欄はいつでも手動で修正ができること。			充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できることにより、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	1126	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1126	
滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当先期別を自動・手動で選択できること。 また金額欄はいつでも手動で修正ができること。			充当先や金額に修正や調整が必要になった場合にシステム上で処理できることにより、事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	1126	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1126	
滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当分として収納側で区別して消込ができること。(例：消込用に充当期別分の納付書発行、消込データの作成等)	充当分として収納側で区別して消込ができること。また、延滞金計算の起算日となるため取立日を領収日として管理できること。(例：消込用に充当期別分の納付書発行、消込データの作成等)	延滞金を正確に計算するため、取立日＝領収日で管理する必要があるため				反映する	●	2765	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2765	
滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当通知書の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 充当通知書を作成し、出力できること。また、充当期別分の納付書を発行できること。充当期別分の納付書は、特効の更新が行われない納付書であること。 充当分として収納側で区別して消込ができること。(例：消込用に充当期別分の納付書発行、消込データの作成等) 差押財産の一部換価（預金の一部換価等）についても、充当通知書を作成できること。	充当通知書の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 充当通知書を作成し、出力できること。また、充当期別分の納付書を発行できること。充当期別分の納付書は、特効の更新が行われない納付書であること。 充当分として収納側で区別して消込ができること。(例：消込用に充当期別分の納付書発行、消込データの作成等) 差押財産の一部換価（預金の一部換価等）についても、充当通知書を作成できること。 充当後の残額を任意で編集できること。				複数の債権を管理するなど、同時に処理する必要があり、残額の編集が必要な場合がある。	反映する	●	【提案】充当後の残額は、手動で修正できるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.8.12.	配当計算書 作成・管理	充当通知書の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 充当通知書を作成し、出力できること。また、充当期別分の納付書を発行できること。充当期別分の納付書は、特効の更新が行われない納付書であること。	充当処理時に、充当先となる税目・本税・前払手数料・延滞金を自動計算及び修正ができること。 また、充当換価については振替/クローンの中から選択し、自動で反映されること。		自動計算されることにより、操作時間の省略、入力を防ぐため。			反映する	●	【提案】充当後（本税/延滞金/前払手数料）の残額は、手動で修正できるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.8.12.	配当計算書作成・管理	充当通知書を作成し、出力できること。また、充当期別分の納付書を発行できること。充当期別分の納付書は、時効の更新が行われない納付書であること。	充当通知書を作成し、出力できること。配当計算書と充当通知書を兼ねた、「配当計算書兼充当通知書」を作成できること。また、充当期別分の納付書を発行できること。充当期別については金額を指定するのみで自動で選択されること。充当期別分の納付書は、時効の更新が行われない納付書であること。入金日から充当日の間に増える延滞金について、全額減免の制御ができること。		配当と充当の内容を1枚にまとめることで、作成時間を半減させるため。  充当期別を自動で選択することで、充当先の指定ミスを防ぎ、事務時間の削減もできるため。  納付書に延滞金の制約機能をつけることで、職員による別途延滞金減免の入力時間を削減できるため。			反映する	●	【提案】公金日から充当日までの延滞金加算を制御できるよう追加する。		
滞納	2.8.13.	配当計算書作成・管理		差押解除財産が既存差押財産から反映され、編集できるようにすること。		自動反映させることで仕事の正確性が担保されるため。			要検討	●	2397	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2397
滞納	2.8.14.	滞納処分解除書作成	なし	債権現在額申立情報については、該当する処分データの連携を行えること。			システム連携させることにより、事務のミスを減らすことができるため。		要検討	●	【提案】債権現在額申立てのものと異なる滞納処分の内容を自動で入力し、その内容を編集できる機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.15.	滞納処分解除書作成	-	変更後の納期限は時間の管理もできること			販売事件等において、変更した納期限当日に交付要求を行う場合、その前後関係を明確にする必要があるため。		反映する	●	【提案】変更後の納期限は時間の管理ができるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.15.	滞納処分処理	線上徴収情報情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。	線上徴収情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができ、次の項目が管理できること。 線上納期限、時間指定の有無（有りの場合、その時間）、納付場所、発行日  線上徴収登録後、同じ画面から「納期限変更告知書」「線上徴収告知書」を発行し、宛名として「本人」を初期設定とするが、修正も可とする。 線上徴収変更告知書・徴収告知書の発行後、対象明細・管理番号が記載された折衝記録が作成されること。	折衝記録が表示されることで、市民の方を特 たせず、正しい情報を伝えることができるよ うする。	手処理に係る時間・コストを削減するため。 また、折衝記録が表示されることで、時系列 で正しい情報を取得・理解するための時間短 縮に寄与する。		反映する	●	【提案】線上徴収等の帳票発行時の自動登録も追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.8.18.	利害関係者情報管理	債権者、第三債務者（所在・名称）をマス ク管理できること。	債権者（所在・名称）、第三債務者（所 在・名称）、執行機関（所在・名 称）、権利者（所在・名称）、破産 管財人（所在・名称）をマス管理 できること。 各種帳票作成時に参照、登録できる こと。		各種帳票作成時にマスから利害関係人情 報を情報を参照、登録ができることで作成・ 発行に係る時間が削減できるため。		反映する	●	【提案】マスク管理できる項目を追加する。また、帳票作成 時に参照できるように記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.8.2.	滞納処分管理		滞納処分の登録の際、執行停止中の期別 を選択した場合はエラーメッセージが表示され ること。	地方税法第十五条の七により、滞納処分の 執行が停止されるため。			反映する	●	4621	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4621	
滞納	2.8.2.	滞納処分の処分調書作成	滞納処分の種類、起算日、決裁日、執行 日、受付日（有効日）、解除の起算日、破産 解除の決裁日、終了日（処分の自然消滅 日、破産開始決定日）の管理ができること。  各滞納処分の解除情報を管理（参照、登 録、修正、削除）できること。滞納処分執行 した財産について、滞納処分の一部解除 （返金に伴う一部解除等）が可能であるこ と。	滞納処分の種類（差押、参加差押、国税 徴収法交付要求、滞納法交付要求、破産 事件交付要求）、起算日、決裁日、受付 日（執行日）、解除の起算日、解除の決 裁日、終了日（処分の自然消滅日、破産 開始決定日）の管理ができること。  各滞納処分の解除情報を管理（参照、登 録、修正、削除）できること。滞納処分執行 した財産について、滞納処分の一部解除 （返金に伴う一部解除等）が可能であるこ と。		処分種類は明記した方が良いと思いますので 追記しました。執行日と受付日は共に当該 処分が有効となる日の意味ですので、同じ括 りて表現した方が良いと思います。		反映する	●	【事務局】滞納処分の種類について、用語の定義を行う。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	

滞納	2.8.2.	滞納処分管理		差押調書は、共有名義、連帯納税等についても名寄せし作成する機能を有すること。合わせて、帳票上にもその旨記載すること。	国税徴収法基本通達第55条関係2	差押調書については、納税者単位で作成することにより、滞納者も差押金額の把握が簡便になる。			反映する	●	【提案】共有、連帯納税などを名寄せして作成できること。その旨を帳票上に記載できるよう追加。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.2.	滞納処分処理		滞納処分は、種別（差押・参加差押・交付要求等）、対象財産（不動産・債権等）、滞納明細を選択のうえ、登録・管理できること。		様々な滞納処分を実施するにあたり、システム処理することで、業務時間短縮に寄与するため。			反映する	●	【提案】期別を任意に選択できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.2.	滞納処分処理		処分（差押・参加差押・交付要求）については、以下の項目入力ができること。 「文書番号」「発送日」「滞納明細（期別選択・追加修正可）」「対象財産届出住所」「対象財産届出氏名」「対象財産（財産記録より選択できること）」「第三債務者（マスクより選択・修正も可）」「支店名・支用名（マスクより選択・修正も可）」「権利者（複数登録可）」 「処分年月日」「処分金額」「履行期限日」「事件番号」「破産手続開始決定日」「交付要求年月日」「破産管財人」「裁判所支店名」「差押執行機関名」 「先行差押年月日」「差押解除年月日」「債権種別」「受入債権の名称及び所在」「配当金額」「受入債権の金額」「市長が確認した債権」「納付日」「立立日」「残余金交付書」「残余金額」「換価代金交付期日」「換価代金交付場所」「換価請求指定期日」		全て管理する必要のある項目であり、手処理に係る時間・ミス削減し、業務時間短縮に寄与するため。			反映する	●	【提案】2.8.1.に処分財産を基に、滞納処分ができるよう追加する。 【提案】2.8.6.に破産情報（破産手続開始決定日、破産管財人、裁判所、先行差押年月日/解除年月日等）を管理できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.2.	滞納処分処理		差押差名については、市長または徴税吏員（徴収職員）名の選択形式とする。徴税吏員（徴収職員）名については修正可とする。		手処理に係る時間を削減し、業務時間短縮に寄与するため。	担当者と監場差押執行する者が異なる場合があるため。		反映する	●	6541	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6541
滞納	2.8.2.	滞納処分処理		延滞金の表示については、即時取立可能なものは「延滞金額表示」、そうでないものは「要す」とし、後に修正も可能とする。		手処理に係る時間・ミス削減し、業務時間短縮に寄与するため。			要検討	●	【確認】財産の差押時、滞納額に延滞金を表示せず、後に修正する運用はあり得るか。 A回答 想定していない。 B回答 調査作成時（差押時）には、その時点での延滞金の額を表示し、「要す（0,000円）」とし、換値時にはその日で計算した延滞金の額としている。 C回答 本市ではない。 なお、年金差押時は実際の入金予定日の延滞金明細を同封することがある。 D回答 要す（〇,〇〇〇円）と表記している。 E回答 要す（〇,〇〇〇円）と表記している。 F回答 本市で事例はない。差押時に確定していない延滞金については、「要す〇〇円」と表記している。 G回答 差押時は「要す」の記載だが、必ず差押時の延滞金も表示している。 H回答 K回答	差押時の延滞金額を記載（要す（0,000円））するケースが一般的と思われる。本意見に対し、特に対応はしない。	
滞納	2.8.5.	滞納処分管理	記載なし	（実装すべき機能） 執行機関における差押日を入力できること。			執行機関における差押日を管理するため。（執行機関における差押において、対象の差押を特定するうえで必要となるため。）		反映する	●	【提案】差押日の追加を検討	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	2.8.8.	滞納処分管理		執行停止中の期別に対しても交付要求できること。	国税徴収法 153条 基本通達 10				反映する	●	【提案】執行停止中の期別に対しても交付要求できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答 提案内容に変更することが必要	提案の通りとする。
滞納	2.8.8.	滞納処分管理	記載なし	（実装すべき機能） 処分期別を任意で選択できること。また、期別の金額変更できること。		納付済であることが確認できているが、未消込の状態等で、手動で変更するため。			反映する	●	【提案】金額を修正できるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする

滞納	2.8.8.	滞納処分管理	処分対象となる期別に関して ・本税及び延滞金の編集及び登録後の修正ができること。 ・自動選択された期別の削除ができること。	滞納処分要件を満たさない期別を選択した 場合、注意喚起のメッセージが表示されること。	適正な金額による処分執行のため (領収書確認後の消込に至らない期間 の滞納処分等)				反映する	●	2848	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2848	
滞納	2.8.8.	滞納処分管理	滞納処分要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分要件を満たさない期別については、手動で滞納処分期別として選択できること。	滞納処分要件を満たさない期別を選択した場合、注意喚起のメッセージが表示されること。				職員による処理ミスを防ぐため。	反映する	●	【提案】滞納処分要件を満たさない期別を選択した場合、メッセージなどが表示されるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	E回答：デフォルトとして処分不可明細は表示されない。選択できないようにしておく必要があると考える。 また提案のとおり仕様とする場合選択時に処分要件を満たさない場合にメッセージが出るようであれば、処分可能明細を選択しなかった場合のメッセージも必要と考える。 【確認】処分不可明細として、「執行停止」「納期未到来分」「時効完成分」「不能欠損分」とし、選択できないようにする対応でよいか。なお、「督促状発行後10日未経過」「督促状発送していない期別（納期限の変更分は除く）」については、未来日の差押を鑑み、要件から除外する想定。（金庫職員）	●
滞納	2.8.8.	滞納処分管理	滞納処分要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分要件を満たさない期別については、手動で滞納処分期別として選択できること。	(追加および削除) 滞納処分要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分要件を満たさない期別については、手動で滞納処分期別として選択できること。 滞納処分を行う期別の税額及び金額は任意に変更できること。				例えば、一度滞納処分を行い、システム上での充当が反映される前に、更なる滞納処分を行う場合など、システム上滞納処分要件を満たす期別であっても滞納処分から外したり、充当後の金額に手修正するケースが想定されるため。	反映する	●	3819	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3819	
滞納	2.8.8.	滞納処分管理	滞納処分要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分要件を満たさない期別については、手動で滞納処分期別として選択できること。	滞納処分要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、滞納処分要件を満たさない期別については、手動で滞納処分期別として選択できること。その際、督促状未発送や、分納中・執行停止・欠損・時効到来等の明細を選択している場合は、警告を出し、確認できること。 また、明細の金額変更も可能とすること。			手処理に係る時間・ミスを削減し、業務時間短縮に寄与するため。	反映する	●	5927/3819	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5927/3819		
滞納	2.8.9.	滞納処分の処分調査等作成	入力された財産情報や権利者情報をもとに、滞納処分に係る関連書類（登記嘱託書・登記原因証明情報、債権現在額申立・繰上徴収等を含む）を個別に作成できること。 また、処分年月日は手入力できること。（未来日付のものを作成できること。） また、滞納処分調査の文章について、編集機能を有すること。	入力された財産情報や権利者情報をもとに、滞納処分に係る関連書類（登記嘱託書・登記原因証明情報、債権現在額申立・繰上徴収等を含む）、送付文（登録データを参照したもの）を個別に作成できること。 また、処分年月日は手入力できること。（未来日付のものを作成できること。） 加えて、送付文データについては主たる出力帳票の性質上に変更を加えられること。（給与支払者や銀行等の送付・差押後の手続案内文を想定） また、滞納処分調査の文章について、編集機能を有すること。			送付文書を統一するものとする。作業ミスの発生を抑制する。また、情報転記などのコストを軽減するため。	反映する	●	【提案】デフォルトの文章を複数登録できるよう、追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.8.9.	滞納処分の処分調査等の作成	各滞納処分調査に記載される執行者名は、「徴税吏員名」と「市長名」で選択できること。				預金の差押時は、実際に徴税吏員が訪問した上で執行するため、「徴税吏員名」を記載した調査で執行する必要があるため。	反映する	●	6541	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6541		
滞納	2.8.9.	滞納処分の処分調査等作成	預貯金調査等を行い回答入力した財産から差押える財産を選択でき、滞納処分をする税金を知ることができること。 差押通知書の書式を自由に編集し掲載登録できること。また、債権の種類ごとに書式を選択できること。				回答入力した財産から差押える財産を選択し、この差押え財産に対して滞納処分をする税金を知ることができること、事務処理が安易にできること、後からの確認作業も反響となることから業務の効率化につながる。	反映する	●	1857	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1857		
滞納	2.8.9.	滞納処分の処分調査等作成	差押調査の首長名を担当徴税吏員の氏名に変更できること。				届出差押を行う際に、通常は首長名が記載されている欄に担当徴税吏員の氏名を記載することになるため必要です。	反映する	●	6541	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6541		

滞納	2.8.9.	滞納処分 の処分 調書等作 成	滞納処分調書の文書はよく使用する文言記 載のテンプレートを保存できること。			毎回、一から調査書の作成をしなくて済むた め、1件15分作成に要するものが、テンプレート を使用すること分程度で作成が可能となる。 200件作成する場合、40時間の削減とな る。		調査先の処理も定型文であれば、処理が速 やかに行われる。	反映する	●	1857	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1857	
滞納	2.8.9.	滞納処分 の処分 調書等作 成	入力された財産情報や権利者情報をもと に、滞納処分に係る財産目録（登記簿 書・登記簿明細書・債権現在簿申 立・繰上徴収等を含む）を個別に作成でき ること。 また、処分年月日は手入力できること。（未 来日付のものを作成できること。） また、滞納処分調書の文章について、編集 機能を有すること。	入力された財産情報や権利者情報をもと に、滞納処分に係る財産目録（登記簿 書・登記簿明細書・債権現在簿申 立・繰上徴収、封筒等を含む）を個別に作 成できること。 また、処分年月日は手入力できること。（未 来日付のものを作成できること。） また、滞納処分調書の文章、滞納者の住 所・氏名、法定納期限等について、修正を 可能とすること。 各種処分（差押・交付要求）に応じた分 界紙（滞納処分総括票や、送付文（第三 債務者宛）の出力を可能とする。 また、差押執行簿に保存していたデータと呼 出し、支払請求書（別段・郵便振替・税外 の選択を可とする）の出力を可とする。		手処理に係る時間・ミス削減し、業務時間 短縮に寄与するため。	送付文や支払請求書を送付する運用である ため。 また書類整理のため、分解紙を使用するた め。	反映する	●	【提案】滞納者の住所、氏名、金額、法定納期限等につ いて、修正できるよう追加する。（金額については見直しな が、必要性が高いと思われるため）	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする		
滞納	2.9.1.	公売管理	仕体書からは、同一公告時の各滞納者にお いて、複数の物品の公売、及びそれぞれに対 する複数の落札者に対応しているが判断できな い。	同一公告時の各滞納者において、複数の物 品の公売、及びそれぞれに対する複数の落札 者に対応できるようにする。		公売情報の正確な管理が図られる。			反映する	●	【提案】現在の記載から、同一公告時の各滞納者において 複数の物品の公売や複数の落札者への対応について記載 がないことから、同一公告時の各滞納者において、複数の物 品の公売、及びそれぞれに対する複数の落札者に対応する よう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.9.1.	公売管理	記載なし	【実装すべき機能】 「入札」・「取り次ぎ」の区分が選択できると、 公売の参加制限の管理ができること。	国税徴収法第108条に準拠するため。				反映する	●	【提案】「入札」・「取り次ぎ」の区分が選択できるよう追加す る。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	2.9.1.	公売管理	公売情報について、指定する情報を入力で きること。（公売方法・公売場所等）					各市町村で公売に必要な情報を入力したい ため。	反映する	●	【提案】公売方法、公売場所を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	3.1.1.	納付書即時 発行	郵便振替用紙は宛名番号、氏名、住所の み印字したものが出力できること。	郵便による分割納付中の者などに使用させる 際、毎回の納付額が一定でない場合に金額 欄が空欄の納付書が必要である。システムか ら出力できない場合は差し込み文書等を別 途作成する必要があり、作成事務が膨大に なってしまうため。					反映する	●	【提案】払込取扱票については、記載項目を任意で選択で きるような記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	3.1.1.	納付書即時 発行	郵便振替用紙は宛名番号、氏名、住所の み印字したものが出力できること。	郵便による分割納付中の者などに使用させる 際、毎回の納付額が一定でない場合に金額 欄が空欄の納付書が必要である。システムか ら出力できない場合は差し込み文書等を別 途作成する必要があり、作成事務が膨大に なってしまうため。					反映する	●	1128	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1128	
滞納	3.1.1.	納付書即時 発行	郵便振替用紙は宛名番号、氏名、住所の み印字したものが出力できること。	郵便による分割納付中の者などに使用させる 際、毎回の納付額が一定でない場合に金額 欄が空欄の納付書が必要である。システムか ら出力できない場合は差し込み文書等を別 途作成する必要があり、作成事務が膨大に なってしまうため。					反映する	●	1128	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1128	

滞納	3.1.1.	納付書即時発行	郵便振替用紙は宛名番号、氏名、住所のみ印字したものが出力できること。			猶予による分割納付中の若々に使用させる際、毎回の納付額が一定でない場合に金額欄が空欄の納付書が必要である。システムから出力できない場合は差し込み文書等を別途作成する必要があり、作成事務が膨大になってしまうため。			反映する	●	1128	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1128	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	郵便振替用紙は宛名番号、氏名、住所のみ印字したものが出力できること。			猶予による分割納付中の若々に使用させる際、毎回の納付額が一定でない場合に金額欄が空欄の納付書が必要である。システムから出力できない場合は差し込み文書等を別途作成する必要があり、作成事務が膨大になってしまうため。			反映する	●	1128	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1128	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	郵便振替用紙は宛名番号、氏名、住所のみ印字したものが出力できること。			猶予による分割納付中の若々に使用させる際、毎回の納付額が一定でない場合に金額欄が空欄の納付書が必要である。システムから出力できない場合は差し込み文書等を別途作成する必要があり、作成事務が膨大になってしまうため。			反映する	●	1128	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1128	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。 口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 仮消込情報がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。 当初届録処理後、納入通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書の再発行を制限できること。	収納管理業務の納付書即時発行(6.1.1.)と同様にアラート機能を設定することができるため。			要検討	●	【提案】口座振替登録税目のある納税義務者/仮消込情報がある納税義務者/当初納送済までの間、納付書の再発行をする際アラートなどが表示されるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【提案】口座振替登録税目のある納税義務者については、口座登録していないも納付する場合が考えられるため、削除する。		
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、未納額を変更して出力できること。				調定額を変更するのは課税側であるため、滞納しては納付書に出力する金額(未納額)を変更できればよいと考える。	反映する	●	【提案】調定額でなく「未納額」が出力されるべきなので、修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	納付書と郵便振替用紙を納税者の期別単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。			納税者分全て出力する意図では無いと思われため、期別単位と追記。	反映する	●	【提案】納付書は期別で出力されるため、期別単位とする。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	E回答、納付書は期別単位のものと同数の期別をまとめた納付書(まとめ納付書)が出力できると認識していた。期別単位でしか納付書を発行できないとすると納付書そのものやコン二納付の手数料、納付書の郵送料に影響するためまとめ納付書は必須。 【回答】合併納付書は3.1.3.で対応予定		
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	出力の際、調定額を変更して出力できること。	出力の際、納付する額を変更して出力できること。				用語の統一のため。	反映する	●	2015	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2015	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	納付書と郵便振替用紙を納税者の期別単位で発行/再発行できること。 納付書によって納付時に時効延長の有無を、選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。			納税者分全て出力する意図では無いと思われため、期別単位と追記。	反映する	●		2015	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2015	

滞納	3.1.1.	納付書即時発行	・納付書記載の「住所」「氏名」を非表示で出力できること。 ・DV/ストーカー被害者案件についてはフォームにて住所の非表示が可能なこと。	・納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書によって納付時に時効延長の有無を選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	・納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書によって納付時に時効延長の有無を選択できること。 出力の際、調定額「及び宛名」を変更して出力できること。	地方税法第20条の6の規定により、第三者納付又は納入があった際、納付書(領収書)に第三者納付又は納入者の氏名又は名称を記載する必要があるため。 (例)●●●●●様(△△△△様分) ・●●●●●… 第三者納付・納入者氏名・名称 ・△△△△△… 納税義務者氏名・名称	個人情報漏洩の防止。 軽自動車税等で第三者(車検業者等)が車検証等を持参の上、来庁納付に訪れた場合、納税者の「住所」を非表示して納付書を交付する必要があるため、納付書の「住所」を非表示して納付書を追加する。	反映する	●	【提案】軽自動車税等で第三者(車検業者等)が車検証等を持参の上、来庁納付に訪れた場合、納税者の「住所」を非表示して納付書を交付する必要があるため、納付書の「住所」を非表示して納付書を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【確認】本機能の必要性は高いか。現行システムでも実装されているか(全構成員)	●
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書によって納付時に時効延長の有無を選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書によって納付時に時効延長の有無を選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	地方税法第20条の6の規定により、第三者納付又は納入があった際、納付書(領収書)に第三者納付又は納入者の氏名又は名称を記載する必要があるため。 (例)●●●●●様(△△△△様分) ・●●●●●… 第三者納付・納入者氏名・名称 ・△△△△△… 納税義務者氏名・名称		【提案】住所、宛名を変更する場合があるため、変更機能の記載をオプションで追加する。	反映する	●	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	虚蒙の通りとする		
滞納	3.1.1.	納付書即時発行		口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。		口座振替と納付書の重複納付による選付・充当処理の手間を減らすため。		反映する	●	1788	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1788	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書によって納付時に時効延長の有無を選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書によって納付時に時効延長の有無を選択できること。 出力の際、未納額を変更して出力できること。		納付書発行時に時効延長の有無を選択する場合、制度確認が必要であり、「無」を選択するべき場面で「無」を選択する等、誤操作の原因となる	納付は原則として時効延長要件であり、有無を選択するのではなく「無」を選択することができる必要があるため。また、変更する際は未納額と考える。	反映する	●	2015	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2015	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書によって納付時に時効延長の有無を選択できること。 出力の際、調定額を変更して出力できること。	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。 ・納付書発行時(分割納付書含む)に口座振替が登録されている場合には警告メッセージが表示されること。			・誤った金額での納付書を出力してしまわないようにするため。 ・口座振替をしているにも関わらず納付書等を交付してしまわないようにするため。また、必要に応じ早期に口座振替の停止・廃止処理が行えるようにするため。	要検討	●	1788	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1788	
滞納	3.1.1.	納付書即時発行	納付書と郵便振替用紙を納税者単位で発行/再発行できること。	(変更)納付書と郵便振替用紙を期別単位で発行/再発行できること。		同一納税者の一部納付に対応するため。		要検討	●	3085	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3085	
滞納	3.1.10.	発行情報・送付状況管理	収納仕様書参照 取納の6.1.11の機能を追加する。			コースにあった対応がされ、納付しやすくなるため	紙の削減がされるため。	要検討	●	【提案】取納6.1.10の記載にそえる	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	虚蒙の通りとする	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	※備考欄に有。	法人住民税の納付書も滞納管理システムより出力できること。		法人住民税も他税目と併せて収納管理をしている団体が多いと思われ、同一システム内で処理ができることで事務処理時間の短縮に繋がると思われるため。		反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	【備考】法人住民税の納付書は法人で定義しており、収納納では定義しない想定	滞納整理システムからでも、全税目の納付書を再発行が行えること。			画面の切替を減らすことで業務の短時間化ができる。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	

滞納	3.1.2.	納付書即時発行	※備考欄に有。	法人住民税の納付書も滞納管理システムより出力できること。		法人住民税も他税目と併せて収納管理をしている団体が多いと思われ、同一システム内で処理ができることで事務処理時間の低減に繋がると思われるため。		画面の切替を減らすことで業務の短時間化ができる。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	【備考】法人住民税の納付書は法人で定義しており、収滞納では定義しない想定	滞納整理システムからでも、全税目の納付書を再発行が行えること。				画面の切替を減らすことで業務の短時間化ができる。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	※備考欄に有。	法人住民税の納付書も滞納管理システムより出力できること。		法人住民税も他税目と併せて収納管理をしている団体が多いと思われ、同一システム内で処理ができることで事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	【備考】法人住民税の納付書は法人で定義しており、収滞納では定義しない想定	滞納整理システムからでも、全税目の納付書を再発行が行えること。				画面の切替を減らすことで業務の短時間化ができる。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	※備考欄に有。	法人住民税の納付書も滞納管理システムより出力できること。		法人住民税も他税目と併せて収納管理をしている団体が多いと思われ、同一システム内で処理ができることで事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	【備考】法人住民税の納付書は法人で定義しており、収滞納では定義しない想定	滞納整理システムからでも、全税目の納付書を再発行が行えること。				画面の切替を減らすことで業務の短時間化ができる。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	※備考欄に有。	法人住民税の納付書も滞納管理システムより出力できること。		法人住民税も他税目と併せて収納管理をしている団体が多いと思われ、同一システム内で処理ができることで事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	【備考】法人住民税の納付書は法人で定義しており、収滞納では定義しない想定	滞納整理システムからでも、全税目の納付書を再発行が行えること。				画面の切替を減らすことで業務の短時間化ができる。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.2.	納付書即時発行	※備考欄に有。	法人住民税の納付書も滞納管理システムより出力できること。		法人住民税も他税目と併せて収納管理をしている団体が多いと思われ、同一システム内で処理ができることで事務処理時間の低減に繋がると思われるため。			反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	

滞納	3.1.2.	納付書即時発行	(備考欄) 法人住民税の納付書は法人で定義しており、収滞納では定義しない想定。 (備考欄は削除)	法人住民税についても、その他諸税目と同様に納付書発行が出力できること。 (備考欄は削除)			法人住民税も、その他諸税目と同様に二利用可・分割納付用等を含めた各種の納付書発行を出力し、運用中のため。		反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173	
滞納	3.1.3.	納付書即時発行		実装すべき機能として以下を追加する。 複数期別を纏めた納付書を出力できること。 また、本税が完納し、確定延滞金又は督促手数料のみが未納の場合も複数期を纏めた納付書を出力できること。			収納業務を行う上で必須の機能であるため。また、収納管理業務の6.1納付書等発行(再発行)と仕様を合わせることで、効率的に事務を行うため。		反映する	●		【提案】納付書の様式は、収納管理システム6.1シリーズの仕様と同一であるよう修正する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	3.1.3.	納付書即時発行		・第三者や第二次納税義務者が納付する際に、第三者等の氏名、住所を入力して、それを明記した納付書が発行できること。	国税通則法施行規則別紙第1号書式備考7に、第三者等の氏名、住所、所在地を記入すること定められているため。		第三者等が納付する場合に、第三者等の氏名、住所を手書きで納付書に記載する事務が不要となる場合は、1月の事務に要する時間が約10時間程度低減されるため。		反映する	●	4005	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4005	
滞納	3.1.4.	窓口領収	任意の金額で窓口領収したとき、任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→延滞金・本税先行、納付区分)で納付書が発行できること。	任意の金額で窓口領収したとき、任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→延滞金・本税先行、納付区分)で納付書が発行できること。 窓口領収した際、滞納明細に領収額が反映されること。			既に領収済のため、システム上で滞納扱いしない対応が必要。		反映する	●	2584	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2584	
滞納	3.1.4.	窓口領収	仕様書から、収滞納システムが夜間処理機能を有しているか判断できない。	納付書再発行画面に、夜間処理機能を追加する。夜間受付の場合、夜間連携時削除する処理を追加する。			消込がされていないが、納付済みである期別について夜消込ができていない未納金額を記載した各種帳票を発行することができない。		反映する	●		【提案】取納2.1.6「窓口で納付があった場合、夜消込の登録ができること。と同様の機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	3.1.4.	窓口領収	任意の金額で窓口領収したとき、任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→延滞金・本税先行、納付区分)で納付書が発行できること。	任意の金額で窓口領収したとき、任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→延滞金・本税先行、納付区分)で納付書が発行できること。 窓口領収分は、消込データが反映するまで入金済として管理ができる事。			既に領収済のため、システム上で滞納扱いしない対応が必要。		反映する	●	2584	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2584	
滞納	3.1.4.	窓口領収	任意の金額で窓口領収したとき、任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→延滞金・本税先行、納付区分)で納付書が発行できること。	任意の金額で窓口領収したとき、任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→延滞金・本税先行、納付区分)で納付書が発行できること。 窓口領収分は、消込データが反映するまで入金済として管理ができる事。			既に領収済のため、システム上で滞納扱いしない対応が必要。		反映する	●	2584	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2584	
滞納	3.1.4.	窓口領収	[実装すべき機能] …任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→延滞金・本税先行、納付区分)	[実装すべき機能] …任意の条件(納期期限・年度税目組合む、本税→督促手数料→延滞金・本税先行、納付区分)			督促手数料も条件に含めた方がいいと思います。		反映する	●		【提案】督促手数料についてオプションで追記する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	3.1.5.	窓口領収		納付書発行時に夜消し込み対応が可能なこと。			窓口で領収し、残額の分納も同時に組合むや配当計算書に納付書も同時に対峙する場合等、システム上すぐに反映されないが、確実に反映される取納データを夜間処理し込みすることで、お客様にとってわかりやすい処理ができると考えています。		反映する	●	2584	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2584	

滞納	3.1.6.	納付書仕様	作成する納付書の納付済通知書部分（法人住民税は除く）について、OCRで読み取ることができること。	作成する納付書の納付済通知書部分について、OCRで読み取ることができること。				法人住民税の未納分の納付書を発行する場合、OCRを印字しているため。	反映する	●	【提案】法人住民税納付書について、OCR出力する形式が考えられるため、「法人住民税は除く」を削除する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	3.1.6.	納付書仕様	作成する納付書の納付済通知書部分（法人住民税は除く）について、OCRで読み取ることができること。	作成する納付書の納付済通知書部分について、OCRで読み取ることができること。			法人市県税についても、滞納案件になれば、滞納主管課が納付書を再発行することが多く、OCR対応納付書を発行する必要があるため。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173		
滞納	3.1.6.	納付書仕様	作成する納付書の納付済通知書部分（法人住民税は除く）について、OCRで読み取ることができること。	作成する納付書の納付済通知書部分について、OCRで読み取ることができること。			法人住民税も、その他諸税目と同様にコンビニ利用可・分割納付用等を含め、各種の納付書発行を出力し、運用中のため、申告と同時提出の法人住民税納付書はOCR読取対象外で、滞納管理として再発行した納付書の場合は税目設定せず読み取れることが必要。	反映する	●	5173	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	5173		
滞納	3.1.6.	納付書仕様		収納システムから発行するものと同様にマルチポイントネットワークカード入庫標準様式に対応していること。			滞納システムから出力した納付書でもモバイル納付できるようにするため。	反映する	●	2749	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2749		
滞納	3.1.8.	コンビニコード仕様	コンビニコードの出力可否を制御できること	（実装すべき機能） コンビニコードに対応していない税目を設定し発行制御がかけられること			コンビニ収納に対応していない税目があるため。	反映する	●		【提案】自治体によっては法人住民税など、バーコード出力しない運用の納付書があるため、コンビニ収納に対応しない税目の場合は出力制御をかけるよう追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	3.1.8.	コンビニコード仕様	以下の場合はコンビニコードの出力可否を制御できること。コンビニ使用期限はシステムで初期設定され、かつ、任意で変更できること。 ・30万円を超える場合（出力しないように制御） ・コンビニ使用期限を経過している場合（出力しないように制御）	（実装すべき機能） 以下の場合にはコンビニコードの出力可否を制御できること。コンビニ使用期限はシステムで初期設定され、かつ、任意で変更できること。 ・30万円を超える場合（出力しないように制御） ・コンビニ使用期限を経過している場合（出力しないように制御） ・コンビニ取扱税目以外（出力しないように制御）			各自自治体によってコンビニ納付可能な税目が違うため、制御する必要がある	反映する	●	2855	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2855		
滞納	3.1.9.	各種納付書発行	（実装すべき機能） 本税、延滞金の納付書と郵便振替用紙を発行できること。 納付書には延滞金及び督促手数料を記載する/しないを選択できること。また、延滞金については、納付日を指定することにより自動計算した金額を記載すること。 延滞金、督促手数料についてもそれぞれ1枚の納付書を出力できること。発行時に本税、延滞金、督促手数料のいずれを出力するか選択できること。 延滞金、督促手数料の納付書についても、本税の発行システム、税目、発行年度毎の発行通番に対応したバーコードをコンビニコード作成システムで作成すること。バーコード情報は、本税、延滞金、督促手数料の申込データに紐元できるようシステムに保存すること。 分割納付書、再発行納付書も通番でバーコードを管理し、同一内容で多数の出力を可能とすること	（実装すべき機能） 本税、延滞金の納付書と郵便振替用紙を発行できること。 納付書には延滞金及び督促手数料を記載する/しないを選択できること。また、延滞金については、納付日を指定することにより自動計算した金額を記載すること。 延滞金、督促手数料についてもそれぞれ1枚の納付書を出力できること。発行時に本税、延滞金、督促手数料のいずれを出力するか選択できること。 延滞金、督促手数料の納付書についても、本税の発行システム、税目、発行年度毎の発行通番に対応したバーコードをコンビニコード作成システムで作成すること。バーコード情報は、本税、延滞金、督促手数料の申込データに紐元できるようシステムに保存すること。 分割納付書、再発行納付書も通番でバーコードを管理し、同一内容で多数の出力を可能とすること			延滞金、督促手数料であっても本税と同様にコンビニで納付ができる。	コンビニコードの規格「JIS 1-128」では、同一のバーコードを複数発行することを禁止していますが、同一の内容のデータを複数の納付書として出力するために再発行区分（1桁）を用い、最大10枚まで出力できる仕様となっています。 国庫市ではコンビニコードの有効期限を発行日の5年後の年度末日としており、有効期限が長いことから分割納付書や再発行納付書のために10枚以上の出力ができることが重要と判断し、コンビニコードに発行年度・発行システム毎の発行通番を付し、同一の税目、年度、期、通知書番号、金額の納付書を10枚以上作成できるようにしています。 このため、納付書のオンライン出力、バーコード出力のイメージでコンビニコードを作成するシステムと連携してバーコードを生成、取得、印字し、システム内で納付書出力履歴が残るようにする。 納付書出力履歴は速報情報から消込情報を復元する際に使用する。	反映する	●		【提案】本税、延滞金、督促手数料だけで発行できる記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする
滞納	3.1.9.	各種納付書発行		「分割発行状況管理」欄にも記載しているが、「2.4.～分割」の機能から発行される納付書は分割用の納付書で作成できること。			滞年滞納者は複数の納付書を交付（又は発送）しているため混乱しやすい、問い合わせの際にも納付書種別を明確に説明が可能なため。	反映する	●	4628		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	4628	



滞納	6.1.	その他	記載なし	延滞金年率の変更、休日の変更、役所やその他の団体情報のメンテナンスを行えること。				年率や祝日等に変更が生じた場合メンテナンスが必要のため追加。	反映する	●	2294	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2294	
滞納	6.1.	その他	記載なし	延滞金年率の変更、休日の変更、役所やその他の団体情報のメンテナンスを行えること。				年率や祝日等に変更が生じた場合メンテナンスが必要のため追加。	反映する	●	2294	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2294	
滞納	6.1.	その他		(情報共有) 共有した情報について、参照可能・参照不可・更新可能な切替ができること。(他の所管課の情報をとまで取り扱うかの切替機能)				本市「滞納処分情報の提供に関する要綱」・「滞納者情報の提供に関する要綱」の通りの情報提供を実現するため。	要検討	●	2586	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2586	
滞納	6.1.	その他		(情報共有) 上記の機能(参照可能・参照不可・更新可能な切替)は操作者毎に権限設定できること。				本市「滞納処分情報の提供に関する要綱」・「滞納者情報の提供に関する要綱」の通りの情報提供を実現するため。	要検討	●	2586	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2586	
滞納	6.1.	その他		年度・相当年度・課税番号単位で、各期別の収納状況を表示でき、さらにそれに対応する納付履歴が参照できること。	市役の方を待たせず、正しい情報を伝えることができるようするため。			画面閲覧にかかる時間を削減し、職員への負担軽減に寄与するため。	要検討	●	1791	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	1791	
滞納	6.1.	その他		(住所検索機能)住所入力を行う際、郵便番号での住所検索機能を実現し、該当住所を選択できること。また、住所入力から郵便番号検索機能(逆検索)を実現し、該当郵便番号を選択できること。				住所作業にかかる手処理の時間・ミスを削減し、職員への負担軽減に寄与するため。	反映する	●	3032	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3032	
滞納	6.1.1.	権限設定		各税について、担当者・グループ単位で操作権限を設定できること。	各税について、担当者・グループ単位で操作権限を設定できること。また、個別機能に操作権限を設定できること。			適正な運用を促すため	反映する	●	2586	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	2586	
滞納	6.1.10.	宛名		指定された送付先以外の情報が(納税管理人が納税義務者名と異なる場合等)宛名に併記されないこと。	指定された送付先以外の情報が(納税管理人が納税義務者名と異なる場合等)宛名に併記されること。			納税管理人に対して送付していることを示さない。受け取った住民が困惑する恐れがあるため。	要検討	●		A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	6.1.2	その他		各担当者のスケジュールについて、カレンダー式に管理(参照、登録、修正、削除)できること。また、期間を指定したスケジュールを閲覧できること。納付約束情報、分納計画を基に、スケジュールに反映されること。	各担当者のスケジュールについて、カレンダー式に管理(参照、登録、修正、削除)できること。また、期間を指定したスケジュールを他の共有者からも閲覧できること。納付約束情報、分納計画を基に、スケジュールに反映されること。			業務の進捗管理を円滑にするため。また、それを職員同士で共有するため。	反映する	●	3056	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3056	

滞納	6.1.2.	担当者スケジュール管理	記載なし	(実装すべき機能) 催告発送時、催告期限がスケジュールに反映されること。			スケジュール管理の効率化のため。			反映する	●	【提案】催告期限を管理できるよう、スケジュールへの自動反映機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	6.1.2.	担当者スケジュール管理		他の担当者の予定を別の担当者が確認できること。			市民対応の履行忘れ防止のため。 (担当の予定外休暇や長期休暇、管理職のメテジメント等、市民対応の履行忘れの防止)。			反映する	●	3056	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	3056	
滞納	6.1.4.	起案文書等		文書番号が自動で連番で付番できること。手動でも設定できること。			年間45000件以上起案しているため(自動付番されない場合管理費等への登録を必要とする必要がある。その場合45000件×1分)			反映する	●	【提案】出力される帳票について、文書番号が自動付番され、番号は手動で修正できるような記載を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	【事務局】文書番号については、共通要件での対応とする	
滞納	6.1.5.	EUC		宛名番号と紐づいたマイナンバー(個人番号)、法人番号を抽出できること。			滞納整理の現場では他の自治体に転出した後の住所把握が困難であり、文書送達等が多数発生している。(中野区では、区外転出者のうち転出先に現在住していない者が約2割いる) 住民基本情報ネットワークの統合進捗で一括して現在の住所を取得できるので、宛名番号とマイナンバー(個人番号)の紐づけ情報を出力できることを希望する。 法人番号についても、法人番号データベースを活用可能。			反映する	●	【提案】2.1.8.に個人番号を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 【回答】 ・マイナンバー法により安全管理措置の関係で取扱いが難しくなることが考えられる。 ・本市においてはマイナンバーの情報は連携しているが業務上しなないこととしているため、滞納管理システム上は非表示としている。番号の表示に対して制約が必要。	3033	
滞納	6.2.1.	収納システムとの連携	滞納システムから収納システムへ、以下の情報を連携できること。 充配当データ(充当額、充当先の税データ(税目、期別、金額等)等)、繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、不納欠損情報等)、滞納側で変更した納期限、変更した本税、延滞金情報	滞納システムから収納システムへ、以下の情報を連携できること。 充配当データ(充当額、充当先の税データ(税目、期別、金額等)等)、繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、不納欠損情報等)、滞納側で変更した納期限、変更した本税、延滞金情報			換債の猶予、徴収猶予について、データの連携が行われない場合、収納システムにも同じ情報を入力することになるため、入力ミスや入力漏れを防ぐためにも自動連携が望ましい。	103_01_収納管理(収納)標準仕様書(案)01_機能要件の4.1.7.処分との連携に、「差押え・徴収猶予・換債の猶予・執行停止に連動して延滞金を計算できること」と記載があるが、連携するデータの中には、徴収猶予、換債の猶予がない。		反映する	●	6750	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6750	
滞納	6.2.1.	【滞納】収納システムとの連携	督促状の入力日、督促状の公示日、収納システムの異動情報(固定情報、納付情報、延滞金等)、督促交付履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴、宛名情報(納税管理人、口座情報、送付先情報)	督促状の入力日、督促状の公示日、収納システムの異動情報(固定情報、納付情報、延滞金等)、督促交付履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴、宛名情報(納税管理人、口座情報、送付先情報)・電話番号(複数あればその全て)			催告架電等に使用する必要がある。			反映する	●	【提案】収納側の電話番号を滞納システムに連携する機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	E回答・電話催告のため課税側、収納側からの電話連携は必要。しかし滞納整理に必要な電話番号と異なる可能性(本人以外の家族等)があるため電話番号の保持して各税目、収納、滞納と複数の税目に対して電話番号を持てるようしたい。 【提案】電話番号を各税目からの連携分を持てるよう、2.1.1.に追加する	●
滞納	6.2.1.	収納システムとの連携	仕簿書からはコンビニストアにて納付した場合に、連絡情報を参照できるかの判断できない。	コンビニストアにて納付した場合に、連絡情報を参照できるようにする。			連絡情報を参照することで、入れ違いでの催告や差押等を防ぐことができる。	入れ違いでの催告および差押を防ぐことができ、無駄な業務を減らすことができる。		反映する	●	【提案】2.1.1.【収納情報】に、「コンビニ連絡情報」を追加する	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	
滞納	6.2.1.	収納システムとの連携	収納システムから、以下の情報を連携できること。 督促状の入力日、督促状の公示日、収納システムの異動情報(固定情報、納付情報、延滞金等)、督促交付履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴、宛名情報(納税管理人、口座情報、送付先情報)	滞納システムから、以下の情報を連携できること。 督促状の入力日、督促状の公示日、収納システムの異動情報(固定情報、納付情報、延滞金等)、督促交付履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴、宛名情報(納税管理人、口座情報、送付先情報)			延滞金通知書発送情報について、届時に正しい情報を取得し、業務時間短縮に寄与するため。	収納システムで、督促状等の帳票出力時に必要な情報を連携するにあたり、システム管理することで、職員負担軽減に寄与するため。		反映する	●	6750	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6750	

滞納	6.2.1.	収納システムとの連携	(略) 滞納システムから収納システムへ、以下の情報を連携できること。 データ (略)、延滞金情報	(略) 滞納システムから収納システムへ、以下の情報を連携できること。 データ (略)、延滞金情報、徴収猶予設定 に伴う督促状発行停止	地方税法第15条の20第3項1項、及び同第329条第2項により、徴収猶予を許可した場合督促をすることができないため。	滞納管理システムで徴収猶予について入力されたにもかかわらず、収納システムから督促状が発行されるという不具合を防ぐことで、納税者の混乱を避けることができるため。	滞納システムと収納システムそれぞれのシステム入力・連絡および確認・督促状発行停止の効率的で持続可能な高い行政経営の実現を実現する上で、効率性を高めつつ信頼されるため。	別府市総合計画が目指す「市民に信頼される効率的で持続可能な高い行政経営の実現」を実現する上で、効率性を高めつつ信頼されるため。 現在連携がないシステムで行っており、担当者の連絡および確認難れによるコミュニケーションで、徴収猶予を許可したにもかかわらず督促状が発行され、送達した事例が2件発生したため。	反映する	●	6750	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	6750	
滞納	6.2.3.	その他サブシステムとの連携		収納データが各システムに連携可能なこと。			徴収員が徴収した収納データとして保持され、重複納入がないよう各システムに無定期的な収納データが連携されるようになっています。		要検討	●	【提案】返済済情報の連携機能を追加する。	A回答 B回答 C回答 D回答 E回答 F回答 H回答 I回答 J回答 K回答	提案の通りとする	